

会 議 録 目 次

令和 6 年第 6 回海田町議会定例会（第 2 日目）

令和 6 年 1 2 月 4 日（水）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問		
	○小田久美子議員	･･	

令和6年第6回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年12月3日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 12月4日（水）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 長           | 山 崎 真 紀 |
| 教 育 長           | 森 山 真 文 |
| 企 画 部 長         | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 長         | 鶴 岡 靖 三 |
| 町 民 生 活 部 長     | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長         | 木 村 生 栄 |
| 教 育 次 長         | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 部 次 長       | 門 前 誠 司 |
| かいたブランド課長       | 石 田 順 也 |
| 資 産 活 用 課 長     | 久保隅 聡   |
| 財 政 経 営 課 長     | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課 長         | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 長         | 宮 垣 将 司 |
| 地 域 み ら い 課 長   | 山 田 長 秀 |
| 住 民 課 長         | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長     | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長       | 大 村 隆   |
| 長 寿 保 険 課 長     | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課長       | 下 田 由香里 |
| 建 設 課 長         | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 長     | 吉 川 寛   |
| 学 校 教 育 課 長     | 小 村 孝 広 |
| 生 涯 学 習 課 長     | 森 原 知 美 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 岡 田 隆 弘 |

ひまわりプラザ館長 北 川 知 世

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 山 え り  
主 査 戸 成 正 考  
主 任 主 事 須 崎 亮

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第49号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第3 第50号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第51号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第52号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第53号議案 会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第54号議案 海田町精神障害者通院医療費支給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第8 第55号議案 令和6年度海田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 第56号議案 令和6年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 第57号議案 令和6年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 第58号議案 令和6年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 第59号議案 令和6年度海田町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 発議第4号 核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしております。御了承いただきたいと思います。議場内のスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切っていただきますようお願いを申し上げます。なお、執行部におかれましては、答弁漏れのないよう気をつけてください。また、防寒のため、膝かけ等の使用を許可しておりますので、あらかじめ御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。6番、小田議員。

○6番（小田）6番、小田です。今回、3項目にわたってお尋ねをさせていただきます。

初めに、認知症に関する今後の課題と早期発見、介護者の負担軽減について。厚生労働省の推計によると、2040年には認知症の高齢者の数が584万人を超えます。これは、およそ、高齢者の7人に1人に当たる数です。今後、ひとり暮らしの認知症の方が増加すると見込まれる中で、そうした方の社会的孤立が大きな課題となってきます。今年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、認知症の方の尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すことが記されています。実現には、専門家による介護支援だけでは限界があります。単身高齢者にとって、地域住民による支えは不可欠です。だからこそ、元気なうちから近隣とのつながりを強め、顔なじみの関係をつくっておくことが重要です。加えて、個人でできる認知症予防の努力も続けていただきたいです。特に、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の予防、社会参加活動による孤立解消を心がけていただかななくてはなりません。地域の取組として期待したいのは、チームオレンジの浸透です。チームオレンジというのは、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の方や家族を支援する取組です。自治体や企業・職域団体が実施する認知症サポーター養成講座を受講すれば、誰でも認知症サポーターになることができます。認知症の方もメンバーに加わることができるのも特徴です。支えられるだけでなく、支える側になることで、社会参加の機会が得られます。しかし、まだまだ全国的には導入が進んでいない現状もあります。このような地

域で支え合う取組が浸透することが大切だと考えます。認知症の方を皆で支えていける社会となるための一つとして、認知症の予防・改善には、早期発見が必要です。特に、認知症予備軍ともいうべき軽度認知障害、MC I の段階で発見が大切です。MC I は、健常と認知症の中間の状態です。認知症は、一人での生活に支障を来した状態と定義されています。食事の準備やお金の管理、薬の内服など、生活を維持することが一人では困難な状態です。一方、MC I の多くの場合、物忘れをしやすくなったなどの自覚があるものの、一人での生活ができます。この段階では、対策次第で改善することもあります。MC I の時点で発見するためにお勧めしたいのが、コグニチェックリストの活用です。これは、2022 年度に愛知県の委託事業として、国立長寿医療研究センターが開発したもので、認知機能低下のリスクを確認するリストです。これは、65 から 74 歳の方を対象にしたデータを基に作られているリストなので、それ以外の年代の方が実施した場合は、精度が異なる可能性があります。このチェックリストを高齢者となる方へ配布し、周知してはどうでしょうか。次に、認知症の介護者の負担軽減についてお尋ねいたします。終わりの見えない介護は、介護者にとって大変苛酷なものです。殊に認知症の介護は、それまでの人格が変わってしまう等によって、介護者の負担は計り知れません。そこで、少しでも介護者の負担を軽減するため、ユマニチュードの普及・促進を行ってはいかがでしょうか。ユマニチュードは、フランス発祥の認知症のケア技法で、相手に、あなたを大事に思っていることを、見る、話す、触れる、立つ、の四つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法です。介護の現場では、一生懸命にケアをしても、相手から拒否されたり暴言を受けたりすることがあります。こうしたことが、ユマニチュードの実践により、認知症の方の心理症状が改善した例も挙げられています。福岡市では、この技法を導入し、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの一環として、ユマニチュードの普及・促進を実施しています。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18 年度に市は、まちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に行いました。対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など、多岐にわたります。このような取組を是非、この海田町でも取り入れ、認知症介護者の負担軽減に努めてはいかがでしょうか。

次に、終活サポートセンターの設置について。これは、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持つ職員が葬儀やお墓、残された家族に関することなど、将来の不安に対

する個別の相談に応じるほか、終活情報登録事業を実施し、エンディングノートや遺言書の保管場所、葬儀の方法、家族や親族に伝えたいことなど、事前に町に登録し、万一、本人が急に亡くなった場合などに、警察や医療機関からの問合せに町が対応するほか、登録されている生前の意思を本人に代わって家族に伝える取組をされてはいかがでしょうか。町に登録をし保管していることを示すカードを発行すれば、冷蔵庫などの分かりやすい場所に掲示するように促せば、いざというときに困ることはありません。亡くなった後の心配も軽減されます。本町においても、これらの取組を行ってはいかがでしょう。

最後に、生理用品を学校トイレに。以前、生理の貧困について一般質問させていただいた折、学校トイレにも生理用品を常備してはとお尋ねいたしましたが、保健室で渡すので問題ないといった趣旨の答弁でございました。あれから、学校トイレにも常備するところが増えてきております。それは、それだけニーズがあると考えております。そこで、再度お尋ねいたします。せめて中学校トイレから生理用品を常備してはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）小田議員の質問の１点目２点目につきましては私から、３点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

まず、認知症に関する今後の課題と早期発見、介護者の負担軽減についての質問でありますが、１点目につきまして、本町では６５歳以上の高齢者が自身の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかをチェックするツールとして、厚生労働省が提示している基本チェックリストを活用することにより、在宅での生活を維持するための生活支援サービスや介護予防などにつなげております。また、認知症あんしんガイドを活用し、認知症への正しい理解と早期対応の重要性について周知・啓発に努めているところでございます。議員御提案のコグニチェックリストの質問項目には、基本チェックリストの質問項目と同じ内容のものもありますことから、これまでの取組を継続しながら、認知機能の維持に関する関心をより多くの方々に持っていただけるよう、周知・啓発に努めてまいります。２点目につきまして、ユマニチュードは認知症の方々と良好な関係を築く上で参考になる手法であると認識をしており、こうした様々な手法の良いところを参考にしていまいります。引き続き認知症の方々が尊厳と希望を持って安心して暮らせるよう、また、介護者の方々の負担軽減につながるよう、認知症施策

を推進してまいります。

続きまして、終活サポートセンター設置についての質問でございますが、現在、終活に関する相談につきましては、地域包括支援センターや関係部署、社会福祉協議会等が連携をしながら、それぞれの担当業務に取り組んでいるところでございます。こうした中、今後、本町におきましても、高齢化の進展に伴い、独居高齢者等の増加が見込まれ、終活支援ニーズが高くなることが予想されますため、終活支援事業を実施している先進自治体の取組について調査研究してまいります。

それでは、3点目につきましては、教育委員会のほうから御答弁をいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）小田議員の質問に御答弁いたします。生理用品を学校のトイレに置くことについての質問でございますが、まずは、試験的に生理用品を置き、使用頻度等を検証した上で、今後の実施について検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）それでは、再質問をさせていただきます。順番が前後しますけれども、最後の生理用品のトイレに常備することから再質問させていただきます。こんなにいい答弁が返ってくると思ってなかったんですけれども、すいません、試験的に置いていただけるということなのですが、具体的にはいつ頃から、これ、試験的に置いていただく予定でしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）学校の準備ができ次第ですね、実際に試験的に進めていきたいと。つまり今年度中にと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）一般質問で通告させていただいた中学校トイレから試験的にということでしょうか。小学校トイレには置かないお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）まずですね、中学校のトイレのほうを先行して進めていきたいと考えています。で、小学校についても高学年が対象になろうかと思いますので、その状況を見て判断していきたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）それでは、そのように進めていただき、生理の貧困問題がなくなるように、

町としても取組を進めていただきたいと思います。

では、最初の認知症に関する今後の課題と早期発見、介護者の負担軽減についてですが、今でも基本チェックリストを町では実施をされているということだったんですけれども、この、私が御提案したコグニチェックリストは、M C I の段階を早期に発見するため、そこに特化したチェックリストで、10 項目、コグニチェックリストはあるんですが、二つ以上該当すれば、認知症外来であるとか、医療機関を受診する目安となるものになっておりますが、現在、町で実施をされている基本チェックリストは、そういったものと考えてよろしいですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）基本チェックリストにつきましては、生活機能全般、運動、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知症、うつ、の、それぞれのリスクを判定するものでありまして、認知症項目もございます。

○議長（桑原）小田議員。

○6 番（小田）それでは、認知症に特化したものではないというふうに考えてもよろしいですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）そのとおりでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○6 番（小田）今回、私が提案をさせていただいておるのは、認知症に特化したものなんです。で、なぜこれが大事かということは、長寿保険課の皆様も、また福祉保健部の皆様も把握をしておられるかと思いますが、この認知症予防が、その後の人生を大きく左右するということは言うまでもありませんし、また、この後にも述べました介護者にとっても、家族にとっても、この認知症予防というのは大変重要な課題と、施策となってくると思っております。ですので、軽度の時点で見つければ改善もあり得るという結果が出てますので、いかに早くこの認知症の入り口を見つけるかというところが大変重要になってくるかと思うんですが、そこに関しては、何か、現在、町で取り組んでおられることはありますか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）現在、基本チェックリストの活用に加えまして、毎年、集団検診の際に、物忘れ検診を行うほか、認知症あんしんガイドに掲載している認知症チェック

リストの活用、それから、地域包括支援センター職員の訪問による高齢者の状況把握などを行っておりまして、基本チェックリストだけではなく、そのほかの取組によって補完しながら早期発見、早期対応に努めているところでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）様々な、役場とつながりのある方は、今言われたような取組で賄えるかと思うんです。しかし、健康で、しかも、役場窓口とそれほど接点もないという方にとっては、認知症、早期発見というのはなかなか難しいのではないかなというふうに考えますが、そういった方々に対しての取組は、何か行っておられますか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）なかなか地域とのつながりがない方、また、介護保険サービスや医療を受診しておられない方につきましては、保健事業と介護予防の一体的実施の中で、健康不明者をですね、抽出しまして、ハイリスクアプローチということで職員が訪問し、必要な医療やサービスなどにつなげております。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）はい。大変すばらしい取組だとは思いますが、その前段階で、人と関わらずとも、コグニチェックリストでチェックすれば、簡単に自分が加齢による物忘れが進んでいるのか、それとも認知症の入り口に来ているのかということが分かるというところが、このコグニチェックリストの一番の利点だというふうに思いますが、そんなに、このコグニチェックリストを配布するということが手間とは思わないんですけれども、今出しておられるものと重複するところがあるのでという答弁でございましたけれども、重複してもいいので、このコグニチェックリストを配布して、指標となるものをお示ししてはどうかというふうに思いますが、その点は、今後検討の余地があるのかなのか、お答えください。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）基本チェックリストの中に、コグニチェックリストと同じ内容のものが5問あります。それから、先ほど申しましたような、様々な取組を組み合わせることによって補完しておりますので、まずは、現在の取組を継続しながら、認知機能の維持に対する関心をより多くの方が持っていただけるように、周知・啓発に努めてまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）半分、コグニチェックリストの半分被っているということなので、それで、今後の状態見ながら、必要であれば、またこのコグニチェックリストを取り入れていたきたいなというふうに思います。次の、認知症だけではなくて、介護者の負担を軽減するという事で、ユマニチュードの普及・促進を提案させていただいたんですけれども、ちょうど今月の広報で、ユマニチュードの講座のお知らせが入っていました。で、うれしいなと思って見たんですが、よくよく見ると、安芸区総合福祉センターとなっていて、町の事業ではないんだなということが分かったんですけれども、こんなふうに、講演会から始めてもいいですし、これは安芸区で行われるので、100人といった大きい単位の講演会となっておりますけれども、町でするなら、もう少し小規模でもいいかなというふうにと思いますが、この講演を受けるだけでも、ユマニチュードということを知るだけでも、介護者にとっても、また、介護される側にとっても、負担が軽減されると思います。これについてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）議員おっしゃられました講演会、承知しております。それで、日本ユマニチュード学会のホームページ見ますと、認定インストラクターというのがありまして、広島県はまだ少ない状況で、こういった大規模な講演会するっていうのは、ちょっと日程調整等、難しいかと思います。それで、まずは、家族介護教室などで、ケア技法の一つとして、ユマニチュードだけでなく、ほかのものもあわせて参考になるものについては取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）新聞等、ニュースでも、先日も新聞報道にありましたように、高齢者の虐待通報が、今年は最多の974件、うち大半が認知症であったというような悲しいニュースも目にしております。こういった事象をなくすための取組が必要なのではないかなというふうに思います。認知症になりたい方もいらっしゃるし、認知症の家族を看る、昨日もありましたけど、老老介護であったり、そういった場面で、誰も虐待をしたいと思ってしてる人はいないと私は思ってます。ですが、その認知症の方に関わる中で、介護者も心と体が元気でないと、人には優しくできないというふうに思ってまして、それには、日頃の介護で疲れた心身に鞭を打つような形で、認知症の方を介護されているというような御高齢の方のお話もお聞きしたこともあります。本当によくやっておられるというのが正直な感想で、本当にいつまで続くか分からない終わりの見えない介護

の中で、どのように、認知症になられた方の尊厳を守りながら、また、介護する側も元気でいられるかということを考えたところで、こういったユマニチュードのような負担軽減ができるところが一番手っ取り早いのではないかなというふうに考えたんですが、認知症になられた方のための施策は、様々あると思うんです。ですが、介護する側の施策で、オレンジカフェとかいうところがありますけれども、それ以外って、なかなかないと思うんですね。なかなか声を上げづらいというのが本音なのではないかなと。家族が認知症になったということを隠したいという方も多くいらっしゃるし、表に出すということが、ためられるようなときに、このユマニチュードのような介護の負担軽減が、知っておれば、少しでも軽減ができるんじゃないかなというふうに思いますが、もう一步踏み込んだ、介護者への寄り添うような取組ができないかなというふうに思いますが、そこについてはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）はい。認知症への対応については、国においても先般の報道にもありますように、やはり誰もが認知症になり得ることが前提だというふうに、国のほうも基本計画の中に盛り込んでおります。市町村に求められるものについても、認知症の人や、その家族の意見をしっかりと踏まえることを施策に盛り込むことというふうにされているところでございます。議員言っていただいたコグニチェックリストであるとか、ユマニチュードの技法、こちらについても、来月また研修会等もございますので、職員のほうも研修に参加させていただくなどして、今やっている施策にしっかりと盛り込めるかどうかは、しっかり検討いたしまして、認知症本人の方、それから、その御家族をしっかりとサポートできる施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）それでは引き続き、そういった取組を行っていただきたいと思います。

最後に、終活サポートセンターの設置についてですが、先進自治体の取組について調査研究してまいりますというふうに御答弁をいただいておりますけれども、これは、やらないというふうに理解をしてよろしいですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）やらないということではございません。確かに、身寄りのない高齢者の方がお亡くなりになられたときなど、町としても、なかなか業務が進めにくいというような事例もございますので、先進地の事例を参考にしまして、何ていうんです

か、前向きに考えていきたいとは考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）前向きに考えていただけるという御答弁でしたので、あれですけど、地域を回っておりますと、単身の御高齢の方とお話をする機会もございます。で、そういった方とお話をする、必ずと言っていいほど、自分が亡くなった後のことが心配だというようなお話が出てきます。で、これを解消するにはどうしたものかなというふうに考えまして、今回のこの一般質問に至ったわけでございますけれども、生まれることも選べませんし、死ぬことも選べないというのが、世の常であるというふうに思います。いつ亡くなるか分からないし、今日元気であっても、あした元気であるという保証もありません。そこで、亡くなった後も安心ですよというその保証が得られれば、生きている間も楽しく過ごせるのではないかなと思っております。先ほど言ったような、単身で御高齢の方が住まれている方とお話をするときに、不安でしょうがないと。そういうものを抱えながら日々生活をしておられるのは、とても大変だろうなというふうに思いますので、こうした、そうした方に寄り添うような終活サポートセンターのようなものが設置できれば、不安が解消できるのではないかな。職員の方の負担が増えるのはもちろんですけれども、この一般質問で通告させていただいたような内容は、もう既に、社会福祉士さんとか、あとは、介護士さんとかで賄われて、お話の中で出てきているケアマネジャーさんとか、お話の中で、既に聞き取りができていることもあるのではないかなというふうに思います。その中で、そういった発行できるものがあれば、更にいいのではないかなというふうに思います。で、そういった方とかかわりのない方も、終活サポートセンターが役場に行けばあるんだということで、安心していただけるのではないかな。登録するしないは別として、そういったものが役場にはあるというふうなことで、安心していただけるのではないかなというふうに思います。で、前向きに考えていただけるということでしたけれども、いつ頃までに前向きに検討していただけるのか。その時期は、まだ考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）確かに終活に関する相談は、先ほど町長の答弁もございましたように、現在、包括支援センターであるとか、社会福祉協議会などが連携しながらやっているところです。本町にとってどのような形で設置するのがいいのか等もしっかりと検討した上で、早い段階で、どのように盛り込めるかについては、検討していきたいと考

えております。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）それでは、そのように検討していただき、少しでも安心して、この海田町で過ごせるように取組を進めていただきたいというふうに思います。再質問を終わります。

○議長（桑原）4番、西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。公共施設の暑さ対策に関して質問させていただきます。

近年、異常気象がますます深刻化しております。特に、6月下旬から9月末にかけて、30度を超える猛暑日が頻発しています。気温の上昇は、子どもたちの健康や安全に直接的な影響を与えるため、学校教育の現場では、環境省の指導に基づき厳格な対策が求められています。具体的には、空調設備のない屋内施設や屋外での活動は、暑さ指数31を超える場合に活動を中止するようとの指示があり、現場では、職員さんが暑さ指数計を用いて測定を行いながら、活動の適切な管理を行っています。しかしながら、学校教育以外の、特に社会教育で公共施設を利用する場合においては、このような暑さ管理が十分に徹底されていない現状が見受けられました。その中で、ある施設の管理者が応急措置として暑さ指数の管理を行い、利用者保護の観点から、利用団体に対して暑さ管理を指示したことは極めて重要な判断でした。住民や利用者の安全を第一に考えたこの対応に大変感謝しております。この現状を受けて、私は教育委員会生涯学習課に対し、学校施設や公共施設を利用する社会体育団体に対しても、同様に暑さ対策の緊急措置を講じるよう依頼しました。気候変動の影響により、来年度以降も更に気温が上昇し、30度以上を超える猛暑日が頻発すると予想されています。特に子どもたちは成人に比べ体温調節機能が未発達であるため、暑さによる健康リスクが一層高まっています。特に、小学校においては、運動会などの行事が近年、5月に開催されるようになっているものの、既に30度を超える日が出てきております。突風が発生するケースも頻繁に見られます。これに伴い、学校施設の環境改善や安全対策が急務であると考えます。このような背景を踏まえ、以下の点について伺います。1番、学校グラウンドに水を散布するための井戸を設置する考えはありますか。猛暑の中、グラウンドの温度上昇や土ぼこりの発生は、子どもたちの健康に大きな影響を与えます。私はスポーツ少年団の活動に携わっており、グラウンドでは、温度上昇と土ぼこりの抑止を目的として、大量の水を散布して、子どもたちを熱中症から守っています。しかし、上水を使用すると、本町の場合は、下水道

料金が加算され、実際には、散布した水が下水に流れないにもかかわらず、料金が高額となるため、使いづらいという問題があります。そこで、井戸水を利用することができれば、初期費用はかかるものの、ランニングコストは電気代のみとなり、長期的にはライフサイクルコストの削減が可能だと考えます。井戸水を利用すれば、気軽に水を散布できるようになり、土ぼこりの抑止に加え、気化熱効果によってグラウンドの温度が低下し、熱中症対策にも効果が期待できます。井戸水の特性として、地中温度が年間を通じて 15 度から 18 度で一定しており、井戸水の水温も同じことより、地上の気温が 30 度以上あるところに井戸水を散布すると、気温と水温の温度差が 10 度以上と冷房設備並みの効果も期待できます。また、学校は大規模災害時の避難所としても機能するため、井戸水の活用は、大規模災害時には生活用水の確保にも役立つと考えます。井戸の設置についてどのようにお考えでしょうか。二つ目に、学校体育館及び海田東公民館の体育館に空調設備を設置する考えはありますか。次に、学校や公共施設の空調設備の設置についてですが、以前、多くの議員さんが一般質問を行い、当時の回答では、建物の断熱処理がされていないため建替え時に検討するとの答弁がありました。しかし、環境省が暑さ指数 31 を基準に指導しているのは、命の危険があるからです。私たちが子どもの頃と違い、近年の環境下では、子どもたちや利用者の方々の命を守るための暑さ対策が不可欠です。三つ目に、暑さ対策に対する助成制度についてです。文部科学省やスポーツ庁、広島県教育委員会などにおいて、暑さ対策に対する助成制度があるかどうか、これまでに調査されたことはありますでしょうか。もし調査が行われていない場合、迅速に対応できるよう、助成金や補助金の活用について検討すべきです。熱中症は非常に危険な状態であり、特に子どもは自分の体調不良を認識する前に症状が進行してしまうケースが多く、場合によっては命を落とす可能性もあります。元気に走り回っている子どもたちが、突然体調を崩し、医療機関に運ばれる事例も少なくありません。近年の気候変動や予測される猛暑を鑑みれば、迅速かつ効果的な対策を講じることは喫緊の課題であり、町としての明確な対応方針をお聞かせください。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）西田議員の質問につきましては教育委員会のほうから御答弁をいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）西田議員の質問に御答弁いたします。公共施設の暑さ対策に関しての質

問でございますが、1点目については、井戸水を運動場に散水することは、水道料金の節約に加え、暑さ対策や砂ぼこりの抑制に一定の効果があるものと認識をしております。現在、海田東小学校につきましては、校舎建替に向けた計画・設計業務を進めております。その中で、今後、業務を具体化していく中で、井戸の設置についても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。2点目、3点目の学校の体育施設の空調設備については、大規模改又は改築時に検討したいと考えております。なお、特定財源となる学校施設環境改善交付金のかさ上げや、緊急防災・減災事業債の事業期間が令和7年度末までであるため、その後も有利な財源を活用して整備ができるよう、今後の国の動向を注視してまいります。海田東体育館につきましては、建物の構造上、空調設備だけではなく、断熱性の確保など、大規模な改修工事が必要となり、多額の経費がかかることが予想されております。学校の体育館と同様に、慎重に検討してまいります。また、本町の熱中症対策につきましては、暑さ指数が基準値を超えた場合は、活動の中止を呼びかけており、今後も児童生徒や利用者の皆様の安全確保に取り組んでまいります。

○議長（桑原）西田議員。

○4番（西田）はい。それでは再質問させていただきます。まず1点目がですね、この答弁いただいた中でですね、ちょっとほかに気になることがありまして、公共施設の管理者は海田町であるっていうものはあると思うんですけども、貸した場合にですね、そこで熱中症などの事故が起きて、死亡例も出る可能性もあります。その際にですね、貸した側責任っていうものが問われる可能性があるのではないかと思ってるんですけども、その辺、御検討はされていますでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）はい。こちらにつきましては、熱中症に対する対策、周知の徹底など、町が適切に対応することで、町の責任を問われることはないのではないかと考えておりますが、今後も暑さ指数が基準値を超えた場合は、利用の中止を促すなど、周知を徹底して、利用者の安全の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○4番（西田）はい。その辺しっかりやっていただきたいですね。事故があると、すごく悲しいことになりますんで。あと学校のほうですよ。学校教育の場合で、実際、体育館を使おうとするとですね、我々も外で農作業をしたりするともう30分もおれんような状態があるんですけども、それが体育館になるとですね、熱こもっちゃうんで、場合

によっては授業ができないっていうこともあろうかと思うんですけども、その場合、そんな事例があったかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）この熱中症指数、31を超えた場合っていうのはですね、毎日学校のほうはですね、管理をしております。で、議員おっしゃるとおりですね、そういった時期にですね、もう午前中からですね、そういったケースはございましたが、ただですね、一般的にはですね、今年の統計でいくと、午後になるとそういうことが、やはり、かなり多数ありまして、子どものほうに、そこを指示をして外で遊ぶようなことを控えるように指導したり、ただ、夕方の部活動の時間になるとですね、少し収まってきて、使用できるケースがとて多くですね、その時間帯によるっていうところはかなりあったというふうに認識しております。

○議長（桑原）西田議員。

○4番（西田）はい。それが今年であったと。来年以降まだまだ、これが更にひどくなってくるっていう可能性が大であるっていうのがあって、できるだけ早くですね、この対策をとっていただきたい。これ、命がかかってますんで、そんなことで取り組んでいただきたいんですけども、その取組ですよ、本町としてですね、どのように受け取られているか、最優先順位というかですね、どの程度の意識をお持ちかというのは、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）はい。町としましては、児童生徒や利用者の安全を第一に考え、まず、活動中の定期的な休憩や水分補給、それから体調がすぐれないときは、そもそも活動しないということを皆さんに念頭に置いてもらいながら、町としても、こういった基本的な熱中症対策の周知とか、暑さ指数が基準値を超えた場合は利用の中止を促すなど、今後も適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○4番（西田）はい。しっかり管理してください。あとですね、今後ですね、いろいろな事情があると思うんですけど、水道料金、これが全国的にも上がっていく傾向にあります。本町も同様だと思います。あわせてですね、海田町の特徴なんですけども、もともと海であったというのが特色としてありまして、井戸を掘っても、意外と浅いところで水が出る可能性が高い。南小に限っては山の上ですけども、どうもお聞きするとです

ね、その山手のほうを掘ると、意外と水が出やすいっていう特徴があるわけですね。そうすると、比較的安価にそういう井戸水が確保できる。ちょっと聞いとるところによると、海田小学校についてはプールは井戸水も併用されてる。だから、そういうものも上手に使うとですね、結局、子どもらの命を守るため早くやってほしいというのがありますんで、そういうことをですね、意識していただきながらですね、あと、今んとこ、これが国のほうからもそういう暑さに対する施策っていうのが出ていないのも、実は実情があるように聞いております。分かってるならば早くやりましょうっていうことを言いたいんですけども、それも踏まえてですね、今後取り組んでいただければというふうに思っております。以上で終わります。

○議長（桑原） 答弁よろしいですか。はい。5番、玉川議員。

○5番（玉川） 5番、玉川です。本日は大きく3項目についてお尋ねいたします。

まず初めに、重層的支援体制についてです。6月の定例議会において、本年4月に施行された孤独・孤立対策推進法に伴う重層的支援体制の徹底と各課との連携、これに対するの目標と達成期限の設定について質問し、地域で安心して自立した生活が送れるように取り組むとの答弁がございました。その後、相談窓口ひまわりキャッチという重層的支援対策整備事業について説明するチラシを作成されて、配布されております。この中を読んでみますと、今までの体制とあまり変わったようには見られず、政府が求めている支援体制とは少しかけ離れてるよう感じます。政府が求める重層的支援事業には、これまでの包括的支援体制に加え、地域づくりに向けた支援、参加支援等が追加されております。この冊子にも名前だけは掲載されているんですけども、その具体が書いてありません。各事業が重なり合って重層的に支援することを求められております。また、総合的な相談支援体制づくりを実施するためには、コーディネーター役として、専門家としての相談支援包括化推進員を置くように推奨しています。チラシを見る限りでは、これらの支援やコーディネーターの存在は見えてきません。具体的な事業や連携はどのようになっているのか。また、コーディネーター役の専門家は置かないのかについて御答弁お願いいたします。更には、見せかけの支援策にならないよう、これらの施策に対しては効果測定が必要だと思いますが、それについては考えておられるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

次に、自殺予防対策についてお尋ねいたします。令和5年度の決算についてお聞きしたところ、自殺予防対策事業として、こころとからだのハッスル教室を行ったとの説明

がございました。参加者のどれぐらいの年代が多かったかという質問に対しては、70代が多かったとの御答弁でございました。自殺に関しては、10代から30代の若年層において死因の第1位になっており、本町でも、質問したところ、若年層の自殺が一番多いとのことでした。自殺に限っては、70代以降には少なくなっており、施策とのギャップがあるのは明らかでございます。近年は、児童生徒の自殺が増加傾向にあり、ここに対しての対策が急務であると考えます。当町には、県から派遣のスクールカウンセラーがおられますが、時間数が不足しているということから、スクールカウンセラーによる自殺予防教室などは行われてないように拝察いたします。広島市では、年に1回、自殺予防対策として、スクールカウンセラーによる教育が実施されており、府中町では、町単独でスクールカウンセラーの予算をつけており、自殺予防対策をしっかりと行っておられます。当町においても、町単独でのスクールカウンセラーの予算をつけ、年1回でもいいので、スクールカウンセラーによる自殺予防教育を実施すべきであると思いますが、どうでしょうか。また、小中学校以外、20代30代における高校生以上の若年層に対しての自殺予防対策はどのように考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

次に、町内に点在するくぼみ地の冠水被害についてお尋ねいたします。質問の通告書には浸水って書いてしまったんですけれども、状況を考えると、冠水のほうが正しいと思いますのでここで訂正させてください。町内には、道路の形状などから、くぼみ地になっており、冠水被害が繰り返される箇所がございます。場所によっては、砂等が排水溝に入り、排水機能が低下していることも合わさって、被害が大きくなっている箇所が見受けられます。このような土地に居住する住民の皆様は、雨が降るたびに不安になっておられ、車の移動などを余儀なくされており、悲痛な訴えが多く聞かれております。これらに対しては、排水溝の浚せつと道路の改良が急がれると思いますが、このような実態を把握されているのでしょうか。また、これらの対応についてはどのように考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）玉川議員の質問の2点目の学校教育に関する部分につきましては教育委員会から、それ以外につきましては私から答弁いたします。

まず、重層的支援体制についての質問でございますが、国の重層的支援体制整備事業におきましては、8050問題やダブルケアなど、複雑・多様化する世帯の課題に対応していくため、市町村の実情に応じて、従来の体制を生かした仕組みづくりを目指すも

のとされております。こうした中、本町におきましては、関係課につないでいくことを意識した専門職同士による連携に取り組んでいるところでございます。多機関協働事業におきましては、各分野の専門職の中から、相談支援包括化推進員の役割を担う重層的支援担当者を指定をし、社会福祉協議会との定期的な会議の場において、個別ケースごとに各部署の役割を整理をし、支援プランの作成等を行っております。そこからアウトリーチ等による継続的な支援はもとより、地域のイベントやボランティア活動といった社会との接点をつくるための支援など、個別ケースに応じた対応に努めております。また、地域づくりに向けた支援におきましては、住民同士の交流や社会参加の場となるいきいき百歳体操やネウボラ事業など、各分野で取り組んでいるところです。今後もこれまで同様、情報共有や支援プランの検討を行う中で、効果的な事業・施策となっているか効果測定も行いながら、直接住民に関わる担当者目線での気づきを反映できるような体制づくりを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、自殺予防対策についての質問でございますが、1点目につきまして、高校生以上の若年者は就職や就学など、自身を取り巻く環境が大きく変化する年代でありながら、こころの相談・支援にはつながりにくい年代でもあると認識をしております。これまで町のホームページ等におきまして相談窓口を周知してまいりましたが、より多くの若年者が一人で悩まず相談しやすい環境をつくるため、町内高校との連携やSNSの活用、フリースペースを設置している公共施設のトイレへの掲示など、若年者にリーチする方策を検討してまいります。

続きまして、くぼみ地における浸水被害についての質問でございますが、本町では、浸水被害が発生しやすい箇所をおおむね把握をしております。地元要望や職員の巡視により現場を調査し、適宜、排水溝の浚せつや清掃を行っているところでございます。議員御指摘のくぼみ地に起因する浸水は、排水溝の下流側にある河川や、水路の水位が大きく影響するため、くぼみ地の道路内の排水溝を改修するだけでは浸水の解消につながらないのが実情でございます。雨水幹線や河川改修などの抜本的な対策には期間や費用を要するため、まずは、毎年実施をしている梅雨時期に入る前の一斉点検などで浸水地区の水路内の堆積状況を調査し、一定以上の堆積がある場合につきましては、適宜浚せつ等を行ってまいります。次に、御指摘のような箇所で浸水が恒常的に発生いたしますのは、尾崎川の排水能力の不足が根本的な原因であると認識をしております。このため、引き続き、尾崎排水機場の早期整備につきまして、議会とともに、事業主体である

広島県に強く要望してまいりたいと考えております。

それでは、2点目の学校教育に関する部分につきましては教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）玉川議員の質問に御答弁いたします。スクールカウンセラーによる児童生徒への自殺予防教育についての質問でございますが、町内の小中学校については、県費のスクールカウンセラーが配置をされております。スクールカウンセラーの設置要綱に規定されている職務の範囲内で、時期や方法等を精査しながら実施をしてまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）それでは、再質問をさせていただきます。まず、重層的支援についてなんですけれども、専門職同士による点検に取り組んでいるところであるということではございますが、専門職同士っていうのはどのような職種の方がおられて、どういうふうに関連されているというふうに考えられているのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）専門職同士の連携というところでございますけれども、福祉保健部各分野におります社会福祉士ですとか保健師、それから、各分野ごとにつながっております事業所様にいらっしゃいます専門職の方々というところでございますけれども、会議のほうで連携しております、定期的な会議で連携しておりますのは、福祉保健部の専門職と、それから、社会福祉協議会にいらっしゃいます社会福祉士の方というところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）大きくは、社会福祉士と保健師さんが中心となって連携されているということだと理解いたしました。当町には心理士のほうもいらっしゃると思いますので、その辺の専門的な知見もしっかり聞いていただきながら、予見しながら活動していただければありがたいなというふうに思いますので、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）ケースに応じて、必要に応じてしっかりと連携していきたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）政府のほうが設置するように推進しております相談支援包括化推進委員と

いうところでございますが、現在、その役割を担う重層的支援担当者を既に設置しているという理解でよろしかったのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）はい。設定しております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）その方はどのような専門性を持った方でしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）各分野ごとにおります保健師、それから社会福祉士でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）今の話でありますと、今までの従来行われているような支援と何も変わらないと思うんですね。一番最初に申し上げたように、コーディネーター役、中心的にいろいろな事象を知り得たときに、その人をどこにつなげて、どういうふうなことが起きるであろうということを考えるキーマンとなる人が必要なんです。そういった中で、今までやっている人たちがそうだというふうに言われているんだと思うんですけど、そうではなくて、もっと、いろいろな助言をしたり、アウトリーチでいくための支援策を提示したりだとか、スーパーバイザー的なことをする、そういった相談支援包括化推進員というのが、政府が求めているところでございます。で、それは各セクションに今までの人が、そういう役割を果たしているというのは、全くこの支援策とは異なった認識だと思いますが、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）国の重層的支援事業におきましては、これまで全くなかった機能、こういったものを新規に整備するということではございませんで、ソーシャルワーク機能、こういったものをより発揮しやすくするための体制整備に取り組むものとされております。本町におきましては、これまでの連携体制を生かしまして取り組んでいくということで、関係機関・団体と、そういったところを各分野ごとに、必要に応じて連携もできているところもございますので、これまでの連携体制を生かしまして、しっかりと取り組んでいきたいというように考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）多分、今までの機能をつていうところなんですけど、それまでができていらっしゃらないので、いろいろな問題が起きていらっしゃったり、これからやろうとし

てるところが、もっとこの地域づくりに特化した、他課との連携したことを行いなさいっていうことであつたり、社会に参加できるような参加支援、就労支援であつたり、居住の支援だつたりございますが、今までその事業に丸投げであつたり、困って相談に行きたい人がどうしていいか分からないときに、それがすぐ分かるような体制になっているかっていうと、そうではありません。ここのひまわりキャッチ読んでみましても、書いてある事業の、国が挙げてる名前を書いてあるだけで、これを見て、じゃ、誰に相談したら、いろんな人につなげてくれるのかっていうことが分かりませんよね。いろんな窓口がありますって書いてあるんです。そういうところを、全て、ここの窓口にまず、この人、ここに連絡をすれば、そっから全部つなげてくださるっていうそういうコーディネーターが必要だということだと私は理解しておりますが、理解が違うんでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）窓口を一つにしてというようなことも、ほかの市町さんでは取り組まれているところではありますけれども、本町におきましては、これまでの体制を生かしてということで、各分野ごとで、窓口での相談がありましたときには、また、地域づくりに向けた支援の中で、各分野で行う事業、その事業を通しまして見えてくる分野のみにかかわらず、分野を超えて課題があるんじゃないかというようなところがあったときには、関係のところにつないでいくというような取組にしていきたいということで、ひまわりキャッチということでリーフレットを作成して、まずは相談をいただくということで、このリーフレットを使用していきたいという考えで作成したものでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）ということは、今までやってることに名前を付け替えただけで、特に新しく、国が推進しているようなものはされないという認識でいいですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）本町におきましては、今回、このひまわりキャッチという名前をしっかりと出させていただいた。確かに議員さんが言っていたように、どこに行ったらいいのかというのが非常に課題であるというふうには思ってます。ただ、その、どこに行ったらいいのかっていうふうに思いながらも、じゃあ、自分の課題って何なんだっていうのがなかなか見つけられてない方も多くいらっしゃると思います。その中で、まず一番近い窓口に来ていただくというところを本町としては進めていきたいというふうに思っております。特に、福祉保健部、2階のワンフロアで隣り合わせの見渡せるところ

に窓口を設置をさせていただいております。その中で、各分野ごとの担当者がしっかりと受け止めます。で、加えまして、この7月から社会福祉協議会のほうで、この重層的支援体制整備のために職員のほうを雇用いただいて、海田町の社会福祉課のほうにも勤務いただいているところでございます。その体制をしっかりと活かしながら、分かりやすい窓口に努めていきたい。また、つくったばかりですが、そのような御意見とかもししっかりと今後受け止めながら、住民の方々にしっかりと、このひまわりキャッチを知っていただくことがまずは大事だと思っておりますので、しっかりと、今日の御意見や、これまでも、いろんな、医師会であるとか、いろんな会議の中でもこの説明をさせていただいております。いろんな御意見もいただいておりますので、しっかりと、このひまわりキャッチが浸透するように、これからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）幾つもお聞きしたいことがあるんですけども、その中の、先ほど言われた、新しく採用された方っていうのは、どのような専門の資格をお持ちの方なんでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）社会福祉士でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）だとすれば、重層的支援のためにその方を採用されているのであれば、少なくともその方をコーディネーター役である相談支援包括推進員と設定をされてですね、明確に、その方のところに行くようにされるのがいいんじゃないのかと思うんですけども、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現在、4月から、今町長答弁にあったような形で進めているところでございます。今後、その方をそのように指定するかどうかについては、まずは始めたところでございますので、その状況を見ながら、また、しっかりと進めていきたい、また検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）私のほうが、なぜ一本化するようになっていうふうに言ってるかっていうのは、ほんとに分かってらっしゃるとおり、例えば、介護の問題を抱えている親御さんがいて介護に手がかかるので、子どもさんが不登校になっていたり、発達のことがあった

りしても、じゃ、その方がいろんなところにいろんな相談をしなければならない。そう
いったところで、その負担もございますし、いろんな施策がございますよね、それぞ
れの。それを、これについてはこれね、これについてはこれねっていうことではなくて、
それが重なり合うような施策をなさいというのが、包括をやめて、重層化支援事業と
政府がしたゆえんですよね。でも、今までのやつを生かしてっていう、これは今までの
包括の考え方で、それぞれ窓口でやってますので一番近い窓口で言ってもらって、じゃ、
それについてはこっちね、それについてはこっちねっていうふうにすると、従来型と変
わらないことになるんじゃないのかなというふうに懸念しております。これから、4月
に採用されたばかりというので、今後、考えていただけたらと思いますので、その辺り、
窓口をしっかりと一つどこかにやると、そこからいろんなところにつなげてくださって、
その方お一人が全部するのは大変だと思うんですけども、担当者が決まって、その方が
いろいろコーディネートしてつなげるような仕組みにしていだけたら、住民の方々が
お困りにならないんじゃないのかなというふうに思いますが、その辺の認識はいかがで
しょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）町長答弁にもございますように、本町としては、やはりこれま
での取組は進めていきたいと思っています。それは、やはり各分野に地域包括があったり、
子どもの、ネウボラの担当係がいたり、そこで対応している。そこは重要な施策を
進めているところでございますし、窓口となっているところでございます。その部分
も大事にしながら、議員が言っていたような重層的な、課題を持ってらっしゃる
方を取りこぼさないように受け止めていくことがこの体制だというふうに思ってお
りますので、この体制を大事にしながら、包括的なその相談員については、今後この事業
を進める中で、どのような形がいいのかということ、本町にとっていい設置にするこ
とができるか、しっかり検討していきたいと思っています。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）しつこいようですが、心配なんでお聞きしとくんですけど、今までだっ
たら、誰々さんのケースは何々課なんでってというような御回答されてましたよね。それは
包括であって、重層ではないですよね。このケースについては、これについてはどこど
この課がやってまして、どこどこの、これについてはどこどこの課と連携してやってま
してっていったって、それが重層的っていう理解をしているんですけど、その認識のずれは

ないですかね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この重層的支援体制については、やはりその御本人さんの署名等も必要になって、個人情報、関係課が共有できることがまず大前提になっているところでございます。その辺りも踏まえまして、しっかりと、相談者の立場に立って、窓口、その相談していただいた方の、まずは、一つの窓口を決めていくことになると思います。ただその中で、支援策を考えていく中では、会議をする中で、様々な施策、サービスをつなげながら、その方々に合った相談、それからサービスにつないでいきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）すいません。今の御説明だと、それは重層的支援ではなくて、包括的支援のところだと思うんですけど、重層的支援で、それぞれの施策、それぞれ乗っかってもらって、それが重なり合ってやってる、こっちでもこの施策でこの人は支援を受けている、こっちの課でも違う支援策でカバーしているっていうところで、コーディネーターというのは、もしかしたら、その窓口を決めてっていうところが、コーディネートというような理解であってるのかなというふうに思うんですけども、先ほど言われた個人情報の取扱いがあるので、それを書いていただかないといけないのでっていうことは、政府が各課連携のために、それを取れっていうふうに指示を出してますか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）重層的支援会議の場におきましては、御本人様の側の同意があったものについて、分野を超えてしっかりと共有して、支援プランですとか、支援方策について検討をしましょうという場でございますので、国のほうからはそのように示されているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）分かりました。じゃ、その辺の説明をしっかりといただいた上で、漏れないように、本当、重なりあうということが大事ということに方向転換して、今、進められておりますので、その辺をしっかりとよろしくお願いいたします。あと、このひまわりキャッチに書いておりますこの重層的支援の追加項目の2点ですよね。これについて、地域づくりというところと参加支援というところが新しく追加されたというところが、ここにも、言葉としては書いてあるんですけど、それについて、どのような事業を

行われていて、どのような支援体制なのかというのは何も見えてきませんよね、このチラシだと。そこについてはどういうふうに設計されているのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）今回作ったチラシ、リーフレットにつきましては、相談をしてくださいねってことでの、相談者に対しての説明の資料として作ったようなところがございます。地域づくりに向けた支援、それから参加支援、その辺りは、御相談いただいた方の状況に応じまして、しっかりとつないでいくところと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）どのような事業をされるつもりなのかっていうことを聞いたんですけれども、その答弁が全くありません。お願いします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）失礼いたしました。地域づくりに向けた支援につきましては、これまで各分野でも取り組んでおりました、町長答弁にもございましたように、いきいき百歳体操ですとか、あと、高齢者のいきいき活動ポイントですとか、ネウボラの事業、そういった各分野で行っている事業がございます。そういったところの取組を進めながら、住民同士の顔の見える活動ですとか、そういったところを実施していくというものでございます。で、参加支援につきましては、重層的会議等で支援プランを策定していくわけでございますけれども、既存の事業、支援等になかなか結びつくことができないなという方に対しまして、社会資源になりますけれども、例えば、ボランティア活動にどうですかとか、そういった地域のイベントどうですかというようなニーズマッチングをしていくというものでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）今、海田町全般に言えることだと思うんですけども、高齢者に対しての施策と、ネウボラで、就学前の子どもたちの支援施策というのは十分あるんだと思って、そこについての活用されるっていうことはすごく大切だなと思うんですけど、それ以外の年代層のお困りの方に対してはどのように事業設計をされておられるのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）議員言っていた、まさにその間の年齢層っていうところが、地域での参加であったり様々な取組に、なかなかこう、お仕事や子育てが非常に難しい時期であろうかと思えます。その方々が、いかにその地域社会とのつながりを持った参

加であるとか、様々な取組にさせていただくところが、まさに課題であるというふうに思っております。今やっている事業を、例えば広げながらとか、新たにそこをやっていくというところも踏まえまして、今後この重層的支援体制事業が、そこを、国がまさにその参加支援のところを今言っているところでございますので、しっかりとこれから、どのようなものがあるのかという、今、既存のものもしっかりと継続しながら、今、実際地域で行われているものも情報収集しながら、しっかりとこの事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）やっぱり、そこはまだまだできてないということだと思います。特に、精神疾患であったり身体疾患であったりして、お一人でお暮らしの方がどうしても引きこもりがちになってしまうところもございますし、やっぱりそこが抜けると、一番その、この後にもつながってくるんですけど、自殺予防対策の要の年代になってくるかと思います。本当、小中学校であると、学校教育の中で何とか支援していただけたところもあると思うんですけども、その隙間で支援が届かないところ、そこを特にしっかりしていただきたいと思いますので、ここは要望にとどめておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、自殺予防対策についてなんですけども、当町は、町長が今、第3の居場所づくりっていうのをすごく盛んにしてくださっているところで、庁舎の1階のスペースを、主に多分、高校生ぐらいが使っているのかなというふうに思うんですけども、そういうところの、第3の居場所づくりとか、そういうところで、人が集まりやすくなって、見やすくなっているところがあるのかなというふうに思います。そこにやっぱり自殺予防対策として、まだ一歩二歩入れていただければいいんじゃないのかなというふうに思うんですけども、このSNSの活用っていうのは、こういった手法でやられているんでしょうか、自殺予防対策として。

○議長（桑原）健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（下田）これまでににつきましては、積極的に、インスタグラムや、LINEなどでの周知が徹底されていなかったため、今後、積極的に活用していきたいと思っております。相談先としまして、ホームページなどで、広島県のLINE相談なども掲載させていただいておりますので、いつでもどこでも相談ができる体制を準備して、相談しやすい体制を進めていきたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）周知が足りてなかったのもそうですし、相談を受ける体制が県に頼っているという現状があるのではないのかなというふうに思います。で、せっかくSNSを活用されるんでありましたら、最低限、若い人たちってなかなか対面での支援っていうのを、不安があるところがありますので、よく取り組んでいращやるのは、SNSでのSOSの出し方であったりとか、それをキャッチする仕組みというものの、で、キャッチしたのをつなげるという、そういうシステムの構築が必要かと思うんですけども、それについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（桑原）健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（下田）まずは相談窓口の周知を進めてまいりまして、議員が御提案いただいたことについても、課内で共有をして進められるように検討してまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）じゃ、今後は、その方向で進めていただけるという認識でよろしいですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほど健康づくり推進課長申しましたように、まずは県の窓口等はしっかりと周知をしていきたいというふうに思ってます。町の中でそういう仕組みづくりってということになりますと、様々な専門的な意見等も踏まえないといけませんので、その辺りはしっかりと、いろんな、健康かいた21の会議などで心理の先生方とか、町内の医師会の精神科の先生方も会議の中に入っていておられますので、その辺りの意見もしっかりと踏まえながら、どのような、町としての取組ができるかについては、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）これに対しては、前向きに進めるのか。それとも、会議に上げるけどやる気がないのか、今の、最初ね、担当者の御回答のときには、前向きに進めてくださるのかなと思いましたが、部長のお話を聞くと、やるつもりがないのかなというふうに感じてしまいましたけども、これについて、当町での施策として、若年層の自殺予防対策というのをすべきでございますよね。それについて、そのシステムの構築をやる気があるのかないかはどうなんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）システムの構築に当たりましては、やはり、今、現在、県が大きい

くやられている中で、海田町独自ということになりますと、やはりその連動性も必要。それから、また、そのシステムを構築する中で、相談への回答についても、やはり専門家の御意見がしっかりと必要になると思っております。それにはやはり、現在、海田町において、健康かいた 21 等で御協力いただいております精神科の先生であるとか、公認心理師の方、それから弁護士の方等々しっかりと御意見を踏まえながら、本町独自でシステムが可能なのかも含めて、しっかりと考えていきたいと思えます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5 番（玉川）私が申し上げてるのは、別に SNS で必ず聞いてキャッチしてっていうことではなくて、ここへの対策が抜けていますので、ここに対して、何らかの対策のシステムづくりっていうのをされないんですかっていうことですから、県との連携とかあんまり関係ないと思いますが、どういう認識なんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）すいません。私の認識として、そのシステムというのか、その、LINE での相談ということでよろしかったでしょうか。LINE での相談であるとか、その SNS を通じて、相談者の方々との相談、キャッチボールをするようなシステムということでよろしかったでしょうか。

○議長（桑原）玉川議員。

○5 番（玉川）すいません、訂正いたします。そういう手法も含めて、事業といったほうがいいんでしょうか。そういう事業ですね、何らかの形で SOS をキャッチして、その方々を専門家につなげるなり、自殺予防対策をする事業、もし何かあればね、こういうコミュニティをつくったのでそこに行きましようとか、そういうふうにつなげられる仕組み、ごめんなさい、仕組みづくりっていうところをされないんですかっていうことなんですけども、いかがですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）そういう仕組みづくり、すいません、認識が違っておりましたが、そういう仕組みづくりについては、まず福祉保健部のほうでしっかりと検討して、どのようなことができるのかということは考えながら、やはりその、ただ、この対策については待ったなしのところもございますので、しっかり今できるところの取組もしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）この若年層の自殺については本当に喫緊の問題でございますし、小中に限らずですね、例えば近傍の高校生が亡くなったりした場合には、連続して群発自殺になる可能性が非常に高いです。昨年も東広島でそういうことがございましたし、現在も広島市内でそういう問題が起きているという状況ですので、ここに対しては、必ず、早急に対策していただけますようお願いして、まずは高校生以上の若年層については、質問を終えたいと思います。続きまして、小中ですね、先ほど教育委員会のほうから御答弁いただいたんですけど、県費のスクールカウンセラーさんの業務内容、範囲を精査しながらということではございましたが、拝見している限り、不登校の御相談であったりだとか、保護者からの御相談で、かなり利用者が多くて、なかなかそれ以上のお願いをするのが難しい状況だというふうに拝見しております。そのような中で、それをなくして入れるっていうよりかは、可能であればね、府中町さんみたいに、例えば、1校1限でもいいので、そのお1人の方に回ってもらって、年度初めに、別の方でもいいですし、県の方でも、両方どちらでもいいんですけども、まずはその自殺予防に対しての教育をしていただくというのが大事で、それは広島市さんも取り組んでいらっしゃるし、府中町さんなんかも取り組んでいらっしゃると思います。なかなか県費で来られている人にプラスアルファするのは難しいんじゃないのかなと思うんですけど、その辺の認識はいかがなんでしょうか。

○議長（桑原）ちょっと待ってください。先ほどの趣意の確認。部長が趣意の確認をされた。されたでしょ。私を通していただかないと。勝手にやりとりしないでください。続けてください。どうぞ。はい。学校教育課長。

○学校教育課長（小村）この自殺予防に関わるですね、教育は非常に大切なものであるとまず認識をしております。で、スクールカウンセラーが県費であるというところから、時間のことをですね、御心配いただいているということだと思いますが、今、学校として考えておるのはですね、全てが詰まっている状況ではございませんので、例えば、長期休業前に直接スクールカウンセラーのほうからですね、子どもたちに向けて、SOSの出し方であるとかですね、相談する先があるんですよっていうようなことも含めてですね、専門的な立場からお話をいただくような時間が確保できないだろうかということを今検討しておりますので、是非そのように進めていきたいなと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）もうタイミングもばっちりだと思います。大体、長期休暇の後、それから

新学期前の自殺が大変多くなっておりますので、そのように、もし空き時間が取れるようでしたら、進めていただきたいと思います。

最後に、くぼみ地における冠水対策についてなんですけれども、今までもいろいろ点検していただいて、対応してくださっているということなんですけれども、先月の大雨のときにも同様のことが起きて、非常に困っていらっしゃるというお話を聞きました。で、まずは、二つ必要だと思うんですけれども、一つは定期的な浚せつを行っていただくということと、それを、できれば住民さんにもお伝えしていただくということを、まずお願いしたいんですけれども、それについては大体掌握されているということだったかなというふうに思いますので、それに対して、お知らせなんかは可能なんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。点検結果についてお知らせするとなると範囲が広いので、なかなか難しいと思うんですけれど、実際、実施するってことになりますと、車の出入りであるとか通行にも影響ありますので、その辺は地域の方にですね、この度、掃除するか浚せつするとかってというのは、お知らせしながら実施していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）あと、道路の改良。どうしてもこのくぼみ地になっているところってというのは、水がたまりやすくなっておりますので、その道路の改良というのが必要になるかと思います。それについては、時期等はなかなか言えないと思うんですけれども、そういう箇所の道路の改良工事というのは、お考えなのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。道路の改良ということは道路のかさ上げになってくると思います。この道路のかさ上げをすれば、道路冠水というのは一定程度減少すると考えられますけれども、そのためには、宅地の高さは変わらない、ということは、道路と宅地の間に段差が生じてきます。で、そうしますと、更に宅地のほうが浸水、冠水、浸かってしまうことになってしますので、そのためには浸水対策の宅地全体を上げていただく、これが必要になってまいります。で、地域全体の皆様の協力と、町の道路の修繕のタイミング、それから、道路の中に、地中に入っている埋設物、これらの物件の管理者との調整、これが取れたら可能であるとは考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）地域地域で違うと思いますし、その辺の地域の実情を再度ね、しっかり傾

聴していただきまして、例えば、今は止水板の補助なんかもされておりますので、そういう御提案もあわせてしていただきながら、道路改良と浸水対策をしていただきたいと思います、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）はい。そこら辺を十分に調査した上で、道路の改修であるとか改良を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）例えば、このような問題を抱えていらっしゃる住民さんがあちこちにいらっしゃると思うんですけども、そういう、例えば、広報にQ&Aみたいな感じで書いていただいたりとか、そういうふうなお困りの方がいらっしゃいましたらこういう手法も、例えば止水板のこともありますしっていうふうな、広報でお知らせいただくことは可能なんでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）止水板の設置補助でありますとか、そういったことは広報等でお知らせはさせていただいておるんですけども、今おっしゃられました、そのくぼみ地の対策等についての告知っていう部分について、ちょっと、どういう形でできるかっていうのもございますので、そういった止水板とあわせた浸水対策の考え方ということでですね、広報ができるかどうかというのをちょっと検討させていただけたらと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）まずはその、そのように広報していただいたり、掌握している、で、改善をしようと思っている、そんなこういう対策もある、ああいう対策もあるということ、まず知らせていただくことで不安は少し軽減されると思います。全く動いてくれないとか、自分たちは見放されているって思われないうに、今後も引き続き、広報活動、また、改良に向けた調整などしていただけたらと思いますので、最後、御要望いたします、終わります。以上です。

○議長（桑原）暫時休憩をします。説明員入替のため、暫時休憩いたします。再開は10時50分。

~~~~~○~~~~~

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開



また、地権者との用地交渉がまとまった際に、遅滞なく用地取得ができるよう、令和7年度当初予算に用地費等を計上する予定としております。

続きまして、総合公園の駐車料金についての質問でございますが、総合公園の駐車料金に使用するコインの自動販売機につきましては、今年度中の設置に向けて現在準備を進めているところでございます。

それでは、2点目につきましては教育委員会から御答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）宗像議員の質問に御答弁いたします。喫煙所についての質問でございますが、利用者の皆様には、学校敷地内での禁煙を守っていただいているところでございますが、校門近くの学校施設外での禁煙にも御協力いただくよう、利用施設申請時等にお願いをしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）教育委員会にちょっとお聞きします。喫煙者にたばこ吸うなど。

○議長（桑原）宗像議員。喫煙者にたばこを吸うなどということですかという質問ですか。

○10番（宗像）そうです。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）いえ。校内での禁煙にはお願いをして、吸わないようにということで話をさせていただいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）学校出入りするのに、校門か、その出入口以外どっかで出入りする。どこで出入りされてます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）校門以外の出入りは基本的にはないというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）じゃあ、校門から出たところで、たばこ吸うのは止めることはできないですね。学校の敷地じゃないですから。だから、運動会なんかのとき見たことありますか。格好いいですか。教育長も運動会なんかのときとか学校行事のときなんか回られますよね。そしたら、校門入るときにどんなですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）運動会であるとか、それから校外利用、校外というか、団体さんが利用

されてるときには、喫煙者の方は校外のところで、校外というか、校門ですよ、正門付近のところで、敷地外で吸われてるということは、時々お見かけすることはございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それ、外部から見て、第三者が見たら、そんないいことでしょうか。これ、はっきり言って町長にも言いたいんですが、ここの庁舎についても同じなんです。今どうされたんか分かりませんが、最近見なくなったんで、昼休み、職員がどこでたばこ吸ってます。見たことありますか。町長室から見えるでしょう。町長室から見たことありませんか。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）町長室でパソコンで執務をしているときにはそういう風景を見たことはございませんが、昼休み、私もたまには外に出かけますので、その際には、高架下のほうですね、見かけたことはございます。これにつきましてはですね、やはり外部から見たときに、あんまり雰囲気としてよろしくないなというふうな課題感を持ちましたので、速やかに是正したところでございまして、それは議員のほうも最近見かけてないというところは、そういう対応をした結果でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だから、同じようなことが言えるんですよ、学校についても。だから、その辺も踏まえて、例えば、そういう施設とか何かがあるときには、もう本当に迷惑のかからん場所に、そういう場所をつくる必要があるんじゃないんですか。それについてどう思われます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）学校の敷地内では禁煙で、これについては条例等でも、学校敷地内は吸ってはいけないという状況になっておりますので、それをもってしたときに、校内にまず設置することはできないと思っております。で、それ以外のところでということになると、学校外に対して敷地の管理者でない者が吸ってもいい場所を設置するというのは基本的にできないというふうに考えておりますが。

○議長（桑原）教育長。通告の中には、その解決策はできないですかという通告なんですよ。だから、それは敷地内は今言われるとおりにんだけど、その見目でよくないという判断がなされておるわけですから、その解決策はありませんかという質問なんですよ。

ですから、その意をくんで答えてやってください。教育長。

○教育長（森山） 答弁の繰返しにはなりますけども、例えば、利用申請時に、協力をお願いをするということ以外は、なかなか、敷地外のところでの対応は難しいというふうに考えております。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） 何らかの格好でやらんと、これ、特に学校行事のときってのはものすごい人が来とる中で、入り口のほうでたばこを吸われてるっていうのは、そうでない、たばこを吸われない方、喫煙されない方について、受動喫煙の問題も出てくる要素があるんで、その辺についてはしっかり、今すぐやれとは言いませんし、答えをくれとは言いませんけども、できるだけそれは考えていただきたい。これはあくまで、それ以上申しませんが、僕、逆に町長のほうに聞きたいんですが、今、職員はどうされてるんですか。

○議長（桑原） 総務課長。

○総務課長（中村） はい。職員につきましては庁舎のほうの規定を満たしたような形で、庁舎内の屋上のところに職員だけが入れるエリアに設置をしております。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） その分は解決されたので、これ以上言いません。僕できたら屋上でもやられたらどうですかと提案、この部分で言おうとしたところだったんですが、もう解決しとるのでこれについては結構です。

それから次に、駐車場のコイン。これ、やっていただけるでいいんですか。駐車場の。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前） はい。年度内にですね、整備するということで進めております。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） できるだけ早くやっていただければと思います。

最後に、道路の問題。さっきちょっと僕申し上げたと思うんですが、今まで県道矢野海田線、西浜交差点とこでクロスして行きよったのが、今直線に、交差点というか、要するに歩道側の整備のために、直線に変わった途端に、このバウンドの高さが変わってきたんですよ。で、今までは、確かにバウンドしよったんですが、そこまでひどくなかったのが、直進になったために、ドンドンになるのが高くなってきたんですよ。だから、もし遅れるのであれば、それを少し、町として改良する必要がある、完全に直すというんじゃないんですが、例えば、簡易舗装するなりして対応する必要があると思う

んですが、どうです。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）はい。議員おっしゃられるように今の西浜交差点の状態がバウンドするところで、うちの西浜交差点の改良工事のほうが遅れるということで、今、暫定型の形での施工をしてもらってる最中でございます。で、先日も暫定形での完成の形の高さの擦付と、県道部分ですね、について協議をしてるところでございますが、ちょっと今、なかなかいろんな諸般の事情によって、工事のほうが遅くなっておりますが、年度内には、あそこの部分を完了させたいと伺っておりますので、その中で県とも調整してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）乗用車は、まだボンボンでいいですよ。自動二輪、これ、たしか建設部長、自動二輪お持ちだと思いますんで、あれで走ったら本当に怖いんです。原付だと30キロですから、そこまで感じないですが、自動二輪であつこ50の制限ですから、50で飛ばしたときは、ほんまにバウンドします。これね、府中町で、昔、道路の陥没のときに、バイクで、それでけがされた方があって、瑕疵の問題について裁判になって、府中町が負けた事案が、平成の1けた台にあったと思います。同じような問題が起こると思うんで、これ町の責任になりますからね。町なるんか、あこ、県道との交差部なんで、どちらが原因か分かりませんが、少なくとも何らかの形で応急的な処置が必要だと思うんですが、それについて再度お願いいたします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今、御指摘といいますか、いただいた件につきましては、先ほど来建設課長が申しましたように、県と協議調整をしておりますので、その中で危険がないようにですね、低減されるように舗装の擦付等についてもですね、県と協議をして、適切な施工をしていただけるよう、お願いといいますか、要望してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それと、ここで最初の答弁の中で、一定程度進展された。で、物件調査に入るということは、ほぼ確定だと思うんですが、これ、繰越しにしてもいいから、すぐにでも、調査が終わった時点すぐ動けるように、これ、委託料だけでなく、用地費もある程度予算化しておく必要があるんじゃないんですか。前回のときに、話がつ

いとるのに遅れてきたのは、用地費とか調査費を予算化してなかったから動けなかったんでしょう。で、結果的に長引きましたよね。今回その轍を踏まんためには同時に一緒に上げるべきじゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。用地費につきましては、町長答弁にもございますように、来年度予算に計上する予定です。これは当然、財源の確保という観点もございますので、国の補助金のほうをもう概算要望の時点から要望しておりますので、その辺りは、この財源の確保を進めながら、適切に進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だから、そういう場合には、本来であれば、事前を買う。土地開発公社が昔ありましたが、今、土地開発公社がありませんから買うことはできないんですけども、本来ならそういう方式でやるのが、先にも買ってもうその時点でぽっと動くために、それを活用すべき必要があると思いますけれども、今できない。しかしながら、これ、財政のほうが御存じだと思いますけども、土地、何だったかな、開発基金、この項目があるはずなんですけど、財政担当、どうですか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）現在、基金自体は存置しておりますけれども、残額がない状態でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）これ、私、前に聞いた、昔、当時、土地開発基金の制度をつくった担当課長に聞いた話、担当課長、説明の話ですけども、残額は関係なくて、できると聞いております。町の資産、現金を一時的に土地に変えるだけの話だと。だから、残額関係なしに使えるはずなんですけど、それについて認識があるかどうか。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）答弁できないなら答弁できないでもいいですが、そういうことをしっかり調べて、ないから駄目とか言うんじゃないくて、使えるにはどうするか。使うためにどうやればできるか。やり方があるか、それをしっかり調べて動かす必要があると思います。今、答弁、多分ようしないだろうと思ってますけど、できちゃあしてもいいけども。だから、それらをしっかり使ってやっていただきたい。どうやったらできるかいうのも、逆に言うたら、しっかり勉強していただいて、こっちの話がついたら即動ける体制、そ

ういう体制をとっていただきたいんですが、これは町長に答弁せえいうのはきついでしょうから、事務方のトップにお願いしたいんですが。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）はい。議員から御提案いただいた方法についても、もちろん、今の基金残高の状況がございますので、使えるか使えないかというところはきちんと精査をしますけれども、やはり、国の有利な財源を活用するというのが一番第一義だと思っておりますのでそこも踏まえて、タイミング逸しないようにという御指摘ももちろん考慮に入れながら、きちんとしつかり、様々な方法を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）国の補助金、今、交付金ですか、活用するために使うための制度の中の一つです。だからこれは、要は町が持ちながら町の開発公社と同じ状況にありますんで、だから積極的に活用していただきたいなど。多分、ここ何十年使ったことないんで、皆さん御存じじゃないのかなと思いますんで、その活用についてしっかりやっていただきたいとお願いして、私は終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、水道、飲料水についてということでお尋ねをいたします。最近、米軍川上弾薬庫付金において強力な有機フッ素化合物、PFASとかPFOSとかいろいろ言われておりますが、こういうものが検出されました。また、20年ぐらい前になると思いますが、つくも町、広島ガス工場の敷地より多量のヒ素が瀬野川の潮の干満によって流出というか、浸透水に乗って瀬野川に流れ出とる。そして、魚介に影響があった。特に、ハゼの曲がったというか奇形が報告等されました。私はこのような有害物質が人体にどのような害を及ぼすのかは知りませんが、特に、八本松弾薬庫敷地内からと思われる排出される物質、今言いましたフッ素化合物になるわけですが、これは本町の飲用水の源である瀬野川、すなわち国信浄水場、蟹原浄水場、ここの取水口に当たるとい、ここの上流にあると、こういうことで、人体にどのような影響があるのかということで、その支障の程度をまずお尋ねをいたします。更に、そこで、本町独自に、米軍、あるいはアメリカの大使館等あるいは日本、国、環境省になっていくのか、厚労省になっていくのか、その対策、何らかを調査あるいは問合せ等そういう対応をされたのかと、こういうことでお尋ねをいたします。

次に循環バス。こういうことについてお尋ねをいたしてみたいと思いますが、本年度初め頃から、循環バスルートの見直しについて、公聴会等町内各所において行われております。このことについて、この循環バスであります、過去何度かお尋ねをしておりますが、バスに固定して、いろいろ検討されております。バスは時間が限定されており、停留所まで行かなくてはなりません。また、交通の状況等によって、バスの時間に差異も出ております。特に、降雨時、あるいは日照のときなど、長時間バス停に立っていると大変な苦痛であると思います。そこで、デマンドバス方式等いろいろありますが、バスに固定すると、停留所や時間の問題等があるので、タクシー会社とチャーター方式、1か月契約、あるいは1年契約でもいいわけですが、そういう、タクシーとチャーターの方式で契約することによって、時間の余裕もあったり、会社としても固定的な営業になるので、対応しやすいのではないかと考えます。バスありきの検討ではなく、タクシーの借上方式の検討をしてはどうかということです。更に、タクシーなら、家の玄関から目的地の玄関まで行くことができ、利用する人、いわゆるこの循環バスの目的である交通弱者の救済には最大の要件ではないか、条件でもあろうと、こういうふうに考えます。タクシー会社としても、先ほど言いましたように、年間の固定契約、こういうことによって、安定契約で収入等にね、利便性があるんじゃないか。あるいは利用者にしても、それなりのメリット、今言いました玄関から玄関まで、そういうことで非常に利用しやすいんじゃないか。雨の日も傘は要らん。暑い日には、出るまで家のクーラーで涼んでおられると、こういうように考えますが、町長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）前田議員の質問に御答弁をいたします。

まず、水道の飲料水についての質問でございますが、水道事業では、定期的に水道水の水質検査を実施し、有機フッ素化合物が国の暫定目標値を下回っていることを確認しております。このため、独自での要望等は行っておりませんが、当然ながら重大な事案と認識をしております。引き続き広島県からも随時情報提供をいただきながら、国の動向を注視してまいります。

続きまして、循環バスについての質問でございますが、タクシーは、利便性が高い一方で、輸送能力に限りがあることや、事前予約が必要になるなどの課題がございます、コスト面におきまして、必ずしも有利とは言えません。また、現在の循環バス利用者

をタクシーで全てカバーしようとする場合、交通事業者が慢性的な従業員、乗務員不足に陥っている中で、複数台のタクシーを運行させる必要がございます。こうしたことから、議員御提案のタクシー借上方式では、地域公共交通として持続的かつ安定的なサービス提供を担保することは困難であると考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）まずね、水道水のことで再質問いたしますが、今、町長、水質の検査をして、下回っていることを確認しながら事業を進めておるといような答弁ですがね、非常に難しいのはね、これに固定したというか、これ、世界的にもそうですが、これという基準がないんですね。例えば、アメリカでの情報、いろんなところから入ってくるんですが、あるところでは、水の1リットル当たりの含有量、4ナノグラムと、こういうところがある、アメリカの一部でね。その中に、今度アメリカではね、その、特にフッ素の中の、何か何万種類いうてあるらしいんですが、私も知りません、そういうことはね。その中で、P F O SとかP F A Sとか何かこういうものはね、アメリカの基準として国内全体的には5ナノグラムだと、こういうふうに言うわけですよ。で、部分的には、どっかのところでは4ナノグラムと、こういうて決めとるんだと。日本では、一応、暫定基準ということでね、50ナノグラムと。そうすると、今言いましたP F O SとP F A Sと、二つ合わすと100ナノグラムと、こういうことになるわけよね。それで、非公式な情報ですが、海田町のね、水道水、蟹原取水場、国信浄水場、こういうところでね、水質を検査したと、こういう情報が入っとるんですよ。そうしたら、正確ではないんですが、砂走の取水、これ、井戸になっていくわけですがね、ここではね、現在、6ナノグラムとこういう、国信の浄水場に井戸が、緊急のために井戸がある。ここではね、23ナノグラム。そして、このヒ素じゃない、ヒ素かフッ素化合物よね、ヒ素は後でまた出しますが、そういうものはね、自然界では、いわゆる、何ちゅうんか、風化というんか、消滅、化学反応的に変化しないんだと。ずっと残留の一方だいう。それで、現在は、国信、蟹原の浄水場においても、現在の水道水ですよ、今言うた、非公式情報ですが、10ナノグラム含有量があるというんですよ。実際は、海田町なんぼで確認しとるん。今町長答弁では、国の基準を下回っていることを確認しておる。すなわち50ナノグラムよりも下回るととるのか。それが何グラムなのか、それどうなっとる。ちょっとその辺を、再度お尋ねいたします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）海田町の水道水のP F A Sの値につきましては、最新、10月10日の検査におきまして、10ナノグラム1リットル当たりという検査が出ておりまして、そちらのほうホームページのほうに公表しております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）10ナノグラムということはね、今の非公式情報と全く一致しとるわけですが、それが、今言うように、堆積・蓄積するだけで、自然界ではね、今言う風化していかないというんですよね。そうすると、どんどんたまっていく。それがどういうことかよく分かりませんが、瀬野川の伏流水なのか、砂走のね、そういう、地下水というか、砂走の浄水場においてはね、30メートル井戸掘っとるんですよ、私の情報ではね。で、25メートルのところから取水しとるとこう言う。これが6ナノグラムと、こういう言うんですよ。ところが、今言いました蟹原の浄水場、緊急井戸、23ナノだと、ナノグラムね。この差異について、どのように町長、考えますか。いわゆる、自然界で風化しない、堆積する一方であるという、こういうところの証でもないかと、こういうふうに考えますが、町長はどのようにお考えですか。答弁願いたい。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）はい、前田議員がおっしゃられる国信浄水場の井戸の23ナノグラムですけれども、そちらの値は、令和6年1月18日に検査した結果の数値で、こちらホームページのほうに公表しております。同じ地点で検出した国信浄水場の井戸水の今年度の10月10日の数値は、10ナノグラムとなっております。自然界で分解されない物質ではございますが、基本的に、現在、国内のほうでは製造、輸入、そして使用が禁止されておりますので、こちらの数値については、今後減少していくものと、国のほうからも見解が示されております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今の説明はちょっと私、納得できないんですが、自然界では分解しないというんですよね。そして、23ナノグラムが10ナノになった。それは、そのときの、たまたまの検体のいうか検査試料の採取のときがどうなっとるか、水の流れ、例えば、1分間に10リッターをくみ上げとるときに採取した、ね、3リッターしかくみ上げておらんときに採取した。そういうとこで、濃度が変わるんじゃないかと、こういうことを考えますが、御存じのように、岡山県の吉備中央町ではね、公費によって、利用者の血液濃度検査をやった。その数字で、たまたまこれはNHKか何かのあれでやったと思う

んですが、789 か。789 名の住民の血液検査をしたと。そのうちの約半分、4 割以上の 365 名の半数近くの方から血中濃度が基準値オーバー、それも吉備中央町の基準値は知りませんが、国の基準値は今言いました 50 ナノグラムだから、この基準値をオーバーしとることだから、人体に残留しとるフッ素濃度が 50 ナノを超えとると、こうね。365 名の方が。こういう事例もある。その中に、どっかから移住されてこられた方が、女性の方ですが、3 度の流産をしたと、こういう事例がある、そこまで放送しとる、ね。だから、人体に影響あることは間違いない。私、先ほど言いました。その影響の度合いは、私は知りません。ところが、現実には 3 度続けて流産したという女性の方が、報告も出ておる。だから、何がしかの影響があるということは間違いない。で、自然界で風化しない。ほいで、今、23 が 10 ナノになった。いうて安心しておるんです。落胆していいですよという答弁なん。本当にそれでいいのか。あるいは、今後、それを蓄積されていくおそれはあるのか、その認識を再度お尋ねしたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）町長答弁にもございますように、重大な事案として認識をしております。引き続き、県からも情報提供いただきながら、国の動向を注視してまいりますというのを申し上げておりますけれども、これは今の暫定目標値がどのように変わっていくか、それによって、当然、町としては対応してまいりたいというふうに考えております。したがって、決して楽観視はしておりません。PFAS の残留濃度の数値が変わるというのは、先ほども議員さんおっしゃられたように、水の流れによって、多少はやっぱり動くと思います。で、新たな、流出源が変わることによってといいますか、流出量が変わることによって、当然、濃度が上がってくることも懸念されますので、町といたしましては、定期的に水質検査を行って、即時に対応できるような体制を今とっておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14 番（前田）それでね、先ほども言いましたように、これ、全国的にもそうですが、今、16 都道府県ということで、フッ素化合物で問題というか、赤信号が出とる地点、県があると、こういうことなんです、それが、全部ね、くしくもね、米軍あるいは自衛隊基地から出とるんですよ、不思議と。ほかのところからは出てない。だから、ここで特に挙げたのは、八本松弾薬庫。これは、戦後 80 年のあれで米軍がつくったものなのか、旧日本軍から弾薬庫としてあったものか、その辺のことについても私は知りません

が、特に、その原因が泡消火器。こういう弾薬庫、基地ということになると、その火災とか、そういうもののおそれが非常にあって、使用頻度が高まってくる。だから今後もしもどんどん出てくる可能性がある。ちょっと話は逸れますがね、以前は消防の出初式か避難訓練かなんかだったと記憶しとるんですがね、学校の校庭か何かで泡消火器の実演をやったことがある。ね、泡消火器。ところが、このフッ素化合物、特にP F A SとかP F O Sというのは、この泡消火器がすごい原因じゃないかということで懸念されとるんですね。当然、海田町にもそういう自衛隊基地があるんで、弾薬の管理、消火の訓練ということで使われたんじゃないか。そこで、先ほど言いました広ガスのヒ素の問題。潮の干満でヒ素が流れて出ると、こういうんですよね。自衛隊のそういう消火訓練等でも、あるかないか知りませんよ。どういう報告を受けておられるのか、どのように町長は把握しとるのか知りませんがね。その自衛隊で、消火器を訓練したものの粉末、あるいは浸透水によって水がね、溶けて出たものが瀬野川に流れて、潮の満潮で蟹原浄水場まで上っていくと。こういう可能性もある。ということで、その自衛隊のね、消火の実態とかね、消火訓練の実態ね、そういうものの何かを把握しておるか、調査されたのかどうか、こういうふうに、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）大変申し訳ないんですが、自衛隊がそういったものを使用したかどうかの調査なり報告というのは今のところございません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それ、言いましたように、満潮時にたまたまね、流出というか流入すると、干潮時に出たものが、潮に乗って上流に上がってくるということで、そのヒ素も含めてですが、広ガスのね、ヒ素も含めて、これ20年ぐらい前の話。そういうのあって、先ほど言いました、ハゼの骨が曲がると、奇形のハゼが出たということで、以後、町は検討というか、対策というか、そういうものをされとるんか、何かされたのか、ちょっと尋ねてみたい。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）以前から一般質問で御答弁させていただいておりますように、県あるいは東広島市長、この前は、直接、県知事のほうで話された例も新聞報道でございましたが、そういったところで、P F A Sの対策等の要望はされておるものと認識しております。町から独自にはしておりませんが、今後も広島県等を通して、引き続き

国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ちょっとね、理解ができんのだよ。町独自の対応、何かしてきたかと。

過去。ね、ヒ素の問題含めてね。そういうことを言うとするんよ。今からの国の動向は、これ先ほど来言うとするんで、どういう対策をしてきたかとか、ね、後からもう一回言いますが、ついでに言うてもええんじゃけども、20年間、ヒ素の問題、何もしてなかったのか、ね。ハゼの奇形が出て、こうしとる、ね。そういうことを再度尋ねてみるが、こっちには堆積するということを言うとするわけやの。23が10ナノになったからいいんだよ、楽勝でね、笑って暮らせればいいんですよ。そうじゃないだろうと言うとするんよ。自然界では風化しない、堆積する物質であるということを聞いたわけやの。それに恐れる必要があるんじゃないかと。その辺をどのように認識しとるか、両方で答えてほしい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）まず、水道水のほうからは、私のほうから答弁をさせていただくんですけれども、先ほど来議員さんおっしゃられますように、PFASが何らかの人体への影響は考えられるが、どの程度で、どのような症状といいますか、影響が出るかというのは、知見がないというふうにおっしゃられたと思います。まさにそのとおりです。我々としては、国が示しております暫定目標値、PFOS、PFOA、合わせて50ナノグラムの範囲内で水道水を供給するということをお大前提といたしまして、水道水を供給をさせていただいておるものでございます。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）はい。ヒ素のほうでございしますが、こちらに関しては、ヒ素が検出されれば、当然に原因者である広ガスが封じ込めの措置をする必要が生じてきますので、町としてはなしに、広ガスのほうがそういった措置をとられたものと考えております。

○議長（桑原）前田議員、よろしいですか。これ、いや、今までそういう対策を町として打ってきたかという質問されてるわけですから、広ガスが云々とか、その、じゃなくて町としてどうかということで、ちょっと御答弁をお願いします。部長。

○町民生活部長（丹羽）町として対策がと言われますと、それは、責任者でないんで対策そのものを打ったということとはございません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）町に対策せえというよりは、それに対してね、例えば、中和措置とか、ね、例えば、私は知りませんよ。ヒ素に、例えば石灰を瀬野川にばらまいたら、それが中和して、ね、風化していくんだと。今のフッ素のほうの分は、自然界では風化しないというとるんです。堆積する一方。ヒ素の場合も、知りませんよ。ただ、町は知らんから、それでハゼの奇形が出たけども、それ以後、何もせずに全くやりっ放し。それを言うたのが、例えば自衛隊でも消火活動というか消火訓練をしとるはずなんよ。実際に、どの程度消火器を使ったか、そういう調査をしたことがありますか。冒頭言いましたように、そういうフッ素の問題、ヒ素の問題がね、例えば、国、あるいはアメリカ大使館を通じてアメリカに対して、こういうものをどういうふうな、今後、流れて出んような措置を講じとるかとか、何らかの調査をしましたかと、こういうて言うとるわけよ。それを、今言う、あんたらが言うとるように、やじも出とるけどもね、そういうようなことを何にもせずに、その場限りで流しとるわけよ、ものが川だけに。ね。川だからいいいいうても、流れてきたものが堆積するから、現実には、瀬野川の取水井戸でね、先ほど言いました、25メートルのところから水上げとるいうて私は聞いとる。これ間違うとるか、ついでにそれも答弁しながらね、ここに6ナノグラム含まれとる。だから、これ減ることはない。自然界で風化しないというんだから。だから、今後増える可能性はあったとしても、先ほどの国信の井戸でも、緊急井戸、23が10ナノになったと、こう言うとるけども、減る可能性はないと思うんよ。今後増えるだけで。これについて、それで終わるけども、どういうふうに考えておるんか、もう一回聞いてみたい。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）すいません。私どもも、そこは把握してないというのが、分からないというのが事実でございます。今の自衛隊等につきましては、今後の話として聞いてみたいと考えております。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）まず、取水の深さにつきましては、議員さんがおっしゃるとおりで間違いございません。P F A Sの濃度につきましては、水道事業といたしましては、取水する水の中の濃度が重要になってきます。それを浄化した後に、最終的に水道水としてお配りする際の濃度、こちらの濃度については、その状況によって濃淡は出てこようかと思いますが、水道事業者としましては、国が定めた暫定目標値内の安全な水を

お配りするということに注力してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そういうことで、現実にはね、正確なことは知りませんが、町内あっちこっちの水、何箇所か調べたところでね、10 ナノグラムとか、現実には蛇口から出た水から検出されとるという情報も入っとるんで、本当は聞きたいんよ。どうも、ないいうて言うからそれ以上言われんがね。本町独自の策。あれはね、これも先ほど言いました岡山県吉備中央町。活性炭から出たんよ、おかしい話よの。ところが、その水道の水を浄化するのに活性炭を使うとるんよの。おかしい話よの。訳が分からん。活性炭で水道の水を浄化して、その活性炭からフッ素化合物が800倍とか1,000倍とか、この岡山県の吉備中央町ではね、今、データどこ行ったかちょっとよう分からんけども、簡単なデータをつくって持ったんだけども、2021、22、23と3年間のデータ、21年、ちょっと、正確ではないが約800ナノグラムぐらい。22年には1,400だったかな、23年が1,800ナノグラム。こういうふうにはね、増えとる。それを、言うた自然界で風化しないと。だから、ここでは要望にとどめますがね、本町独自の策を何か考えてほしい。こういうことで終わります。それと、これ自衛隊に対してね、そういう消火器の訓練とかでね、使用頻度とか、どのようにしてやとるんか。あるいは、そういう粉末が飛ばんようにとか、そういうことの対策をどのように講じながら実施されとるか、ここらも含めてやっぱり調査、チャンスがあったら広報等、町民に知らせるべきだろうとこのように要望しておきます。

そして最後に、バスありきの話で、循環バスについてお尋ねしてみたいと思いますが、ここではね、何かいろんなデータも出とるし、昨日、下岡議員からも、どうかこうとかで随分あれですが、どう聞いてみても、バスありきの答弁。それで、町長の答弁で分からんのが、タクシーは利便性が高いと。一方で、全てをカバーしようとする場合、何か、できないんだという。タクシーのほうが安定しておるんじゃないかと思うが、そもそものね、このバスが始まったという目的というか、あれはね、いわゆる免許返納者とか、交通弱者対策が、国交省が出して、試験的に循環バスを走らせなさいとかいうて始まったのが始まりであって、ね、何かしらが町民の全体の利便性、もちろんそれもいいことなんですけども、本来の目的はそうであったわけで、何か知らんが、そう言うてから、あんたは体が悪いんだけども病人なんだけども、医者行くついでに、暑いのにバス停で30分立っときなさいや。こんなようなことになるわけ。ほいで、今は150円です

が、過去の 100 円負担、利用者、バスの利用者ね。例えば、タクシーで隣のおばちゃんと相乗りで行ったら 200 円、タクシーが、これが臨時収入になる。ね。今、年間 1,800 万ぐらい使うとるんかな、売上げ別で。芸陽バスに払うとる。年間 900 万でタクシー 2 台チャーターしたら、安定的に 900 万円、タクシー会社に入る。それから利用者 1 名に対して 100 円いただく、150 円、今。それが、たまたま 3 人ぐらい相乗りになったら、ね、計算は違うけども、500 円入ってくる。町内なら普通に走っても 500 円だったら行くんじゃない、半分ぐらい。ね。距離にもよるが。だから、なぜタクシーで検討しないのかと、こう言うとる。盛んに固執しとるのか、バスありきで検討しとるじゃないか。こういうて言うとる。ついでにもう一つ言いますがね。デマンドバスか何か知らんが、アンケートの設問で、乗車の度に予約する必要があるとか。これ誘導じゃないか。誰しもが、これじゃ便利悪いよ、これじゃ便利悪いよ、というような答弁になっていくように誘導されとる設問になつとる。どうかいの、その辺は。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）はい。タクシーについて、まず、交通事業者さんにおいては運転手不足が深刻な状況であるということは、現況、間違いないことでございます。今、バスを運行しております利用実績を、これを全てをタクシーでカバーするとなると、相当複数台が必要になってまいります。そうしないと乗れないということが常態化してまいりますので、タクシーで全てで賄うということは困難であるということで御説明しておるところでございます。それから、アンケートの設問の予約についてでございますけれども、デマンド交通の要素として、予約というのは、それは必須の項目といえますか、予約は当然ありきのものですから、それを事実として設定したもので、誘導するという意図はございません。

○議長（桑原）前田議員。

○14 番（前田）あのね、タクシー会社が対応できないとか、あんたらが言うとるんやろ。タクシー会社から直接聞いたのか、そういう返答を。ね。タクシーが 5 台要ります、6 台要ります。タクシー会社に 10 台 20 台おる。1 台で全部チャーターしたから、例えば、3 番のタクシーをチャーターしたから、朝から晩まで 1 台のタクシー、3 番が海田町に固定する。そんな必要はないわけよ。タクシー会社 50 台も 60 台もおったら、あるときは 3 番が出る、あるときは 10 番が出る、あるときは 20 番が出る。タクシー会社、無線積んどるんだよ。対応できない、そんなことはないよ。年間、先ほど言うたように、例

えば 900 万円、固定給料があれば、従業員を雇うことができるわけよ。今それが安定しないから、運転手の成り手も少ない。あなた、年間 900 万円あげますよ。ほんじゃ、個人タクシーをとって、年間 900 万でチャーターしませんか。海田町の専属に入ってくださいよ。ね。ほんで、1 人運んだら町内 150 円あげますよ。2 人相乗りしたら 300 円あげますよ。日に 80 人運ぶんですか。そしたら、これだけで 1 万円あるんですよ。ね。1 万 2,000 円になるか、計算はようせんけども。その辺をどのように認識されとるか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）はい。タクシー事業者さんにヒアリングを実際に行いました。今現況、どのような状況ですかとお尋ねしたところ、午前中、約半分は配車を既に断っている状況。それぐらいニーズに追いついていないということを、情報としていただいております。タクシーは、確かに便利でございますけれども、1 台でその輸送をする量は限りがございますので、現在の循環バスの運行の実績を全てを賄うには、1 台や 2 台では、なかなか回らないと想定しております。

○議長（桑原）前田議員。

○14 番（前田）駄目駄目言わんとね、循環バスはやめるようなるからね。わしの言うこと聞いたら、タクシーにせにゃいけんようになる。だから、駄目駄目いうて言わにゃならんわけだがね。1 台で賄うことができるのはそれは分かる。だから 2 台雇うてもいいじゃないか、1,800 万円あるんだから。これに 1 回利用の 150 円プラスですよ。計算は違うけども。1 日 1 万 2,000 円で、25 日稼働しても、今、日曜日動いてないからね、実際は二十何ぼなる、5、6 日なるのか。計算は違うたとしても 30 万円。年間三百五、六十万円の別途収入、両方合わせると 1,200 万円ある。月に直すと 100 万円になるんだよ。そうすると、タクシーになると、経営者としてそれなりの安定があるから、運転手を確保しやすいんじゃないか、安定収入がある。今、固定したもんがないから、そういうことでね、同じことを言うても繰返しになるからやめるけども、タクシー、本気で検討してね、タクシー会社を呼んで、個人タクシーでもいいよ。どうか。あんたらは、それやっとなら、ただ、今言う自分が判断して、1 台じゃ回れんけえ駄目よ。了見が狭いよ。もっと広く。実際やってみんと。これ最初から言うとする、第 1 回バスを走らすときに。この循環バスの議案、否決された。の、町長。そしたらね、わしらは随分ね、個人名で、電柱ビラにいっぱい貼られた。前田がこうやって、循環バスに反対したっていうて。もちろん反対した、なぜか。検討が足りないよいうて。もっと真剣にいろいろ細いとこ細

部に検討して循環バスを走らせようと。そしたらどうやらね、定かではないけども、これもうその情報だけでも、当時の町長は、既にバス会社と契約して、バスまで買うとった。やめるわけにいかん。私どもは、しっかり検討してやりなさいいうて、1回目出たときに。で、再提案で通った。そういう経緯もある。ね。いかに検討が足りないかいうて、否決されとるんですよ。町内循環バス走らす、誰も反対しやせん。このときの討論があると思うんです、反対討論。私がやっておるんです。バスには反対しないが検討が足りない、もっとしっかり検討しなさい。こういう反対討論をしておる。これは、約、これもう20年になるかな。前町長が8年ぐらい、その前の町長が3期ぐらいやっとなるから、20年まではならないにしてもね、それぐらいになる。だから、真剣にね、もっとこれ検討してほしい。これも先ほど来、2、3人出とるが、要望してね、一般質問で要望なんていうのはあり得ん話だけでも。今言うても結論は出んから、しっかり、検討、真剣にやってください。こういうことをお願いして、終わります。ありがとうございます。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結します。暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第2、第49号議案、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第49号議案、公の施設の指定管理者の指定について。この度、海田総合公園の指定管理者の候補者を選定したことに伴い、指定管理者として指定するため、議決を求めるものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）それでは、第49号議案、公の施設の指定管理者の指定について御説明させていただきます。議案書は9ページでございます。資料3により御説明させていただきます。まず、資料の1ページ。海田総合公園の指定管理者の指定についてでございますが、1の趣旨については、令和6年度をもって海田総合公園の指定管理者である特定非営利活動法人ポラーノの指定管理期間が満了することに伴い、次期指定管理者候補者を選定したため、指定管理者の指定についての議決をお願いするものでございます。

2の指定管理者候補者名簿等についてでございますが、ポラーノグループ海田、代表者は、特定非営利活動法人ポラーノ理事長松村公市で、構成員は、株式会社ユニサス代表取締役松村晋也でございます。3の選定の経緯についてでございますが、令和6年9月2日に指定管理者募集を開始した後に、10月16日に海田総合公園指定管理者候補選定委員会を開催いたしまして、ポラーノグループ海田を候補者として選定いたしました。4の選定の概要についてでございますが、申請者は次期候補者のポラーノグループ海田の1者で、基本的事項については問題はございませんで、選定内容については、2ページに記載のと通りの審査結果となっているところでございます。5の指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。6の指定管理料は、町が設定した上限額内の年額2,213万2,000円、5か年で合計1億1,066万円でございます。7の指定管理者候補者の概要についてでございますが、主たる業務については、ポラーノグループ海田が地域の公園緑地、文化及びスポーツ施設を利用する活動を支援する事業、文化及びスポーツ施設の運営・管理に関する事業などございまして、次に、3ページの株式会社ユニサスが、スポーツ施設や公園の設計施工、公園施設のスポーツフィールドの芝生地メンテナンスなどでございます。指定管理業務の実績についてでございますが、広島県の総合グラウンド指定管理業務を始めまして、県内各地の自治体において実績を有しておりまして、現在も、庄原市上野総合公園や三原運動公園の2か所において、指定管理業務を行っているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、引き続きというようなことで、特段とやかく言うんじゃないけども、この業者が前の業者から引き継いだとかかわったときにね、特に、今、ここ、よけえ、あっちもこっちも管理しとるんだよというなのが、10か所ぐらい出ておりますがね、県立運動公園やらどこやら、ここのことは知りませんがね、本町の場合はドッグランとか犬の散歩場所がある。それで、私が耳にしとるのは、ボランティアの人が、草むしりとか、何か手伝いに行くんだとかいうて言う。そうするとここにね、犬のしっこのにおいがするんだと。ちょっと管理が悪いんじゃないか。こういうのが話として入ってきとったわけですが、特段にとやかく言うことはしませんでした。そういうことで、この管理者が、あなたらは評価して良しとこうなつとるわけですが、例えば、そういうようなことを耳にしとるのか。そういうところも含めて審査対象で

あったのか。ちょっとこの辺のことをお尋ねしてみたいと思います。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。ただいまの御指摘でございます。犬のですね、しつこということでですね、これについては、基本的にはドッグランの中でのですね、ことではございますが、ただ今受けまして、これは改めて確認をいたしまして、もしそういうことがあれば、改善するように努めてまいります。それとですね、審査対象でございますけども、これについてはですね、いわゆる、今回の指定管理者選定委員会の中では、特にそれは審査対象ではなくて、それより前に、実際に、現在の状況の中での指定管理者の対応状況、この中でのことには入ってこようかと思います。現時点では様々な御指摘等ございまして、その辺については改善を図る必要がございますけども、引き続きですね、皆様方に使いやすいような形での改善というのを徹底してまいりたいと、このように考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）特別、質疑ということじゃないんだがね、そういうことがあるんで、一つの仕事の中身として、これ、要望になるかも分らんが、例えば1週間に1回とか3日に1回とか、いわゆる、すぐ横に川もあるわけだから、水をくんでね、散水というか、それが、地下に浸透するのは、午前中の一般質問の中でもあったが、それでいいのか悪いのかいうのは分かりませんが、少なくとも、そういう匂い、そういうものを消すという意味からしてね、次に来た人が気持ちよく使えるように、やっぱり、ここらなんか考慮する必要があるんじゃないか。どっかに井戸を掘れというような話もあったけども、あっこは井戸を無理に掘らなくても川から用水、揚程はそれほどないと思うんで、上げれるんじゃないか、簡単な水中ポンプ等でね。それについて特別なそういう考えとか、何か策を考えとるか、講じておるかどうかということ。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。ただいまの件でございます。基本的にはドッグランの中ではですね、職員が1日に4回ほど、そういったもの、フンを拾ったりとか、し尿について水をかけるなどして、やっております。そのほかについても、そういうことがあるようであればですね、この辺は改めて確認いたしまして、そういった、においがあるようなことのないようにですね、徹底してまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）あんた、言うことは違うじゃないか。そういうことを言うけん何でもかんでも言われるんよ。ドッグランにはマナーちゅうもんがあろう。フンは自分で始末しなさい。尿をこいた後はペットボトルで水をかけなさいと。マナーがあるじゃろう、そういうマナーがあります。それ、マナー違反するもんがおるから、こういう問題が出てくるんよ。どっちがどう悪いかわらんのが。ほんじゃ、マナーを徹底します言うちよきやあ、それで済むことよ。どうかい。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。ちょっと言葉が足りませんで、大変失礼しました。職員といいますか、ポラーノの職員も、そのように対応しておりますが、基本的にはマナーを守っていただくように、ペットボトルを持っていたりとか、フンを拾う、そういう袋であるとか、そういうマナーも徹底した上で使ってはいただいているようでございますが、ただ、今御指摘のようなこともございますので、その辺はですね、しっかり改善していくように、また改めてマナーの徹底について呼びかけるように、その辺は周知徹底を図ってまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。この選定内容、中に、これ絶対評価でやられてますよね。必ずこれ、絶対評価を入れてこにゃいけないんじゃないんですか。例えば、この前も全協でもめたのが、管理経費の節減。この状態で30点なら30点なるいうのを、これは相対がないから30点なるんだろうと思うんですが、必ずこれ、こういうものは絶対評価、まず絶対評価をする、それに対して相対をつけていくんならまだ理解できるんですが、必ずこれ、絶対評価が必要じゃないかと思うんですが、今後それについて、考えられるのかどうかと、もう1点、このポラーノさんが管理やられる中で、ちょうどコロナ禍で3年ぐらい、入場者数が少なくて、その割には委託料が全く増えない状態で管理しなきゃならないということで、収入が少ない中やられてきた中で、シルバーの委託部分をカットされた。それが、管理委託のこの問題に大きく出てる。ですが、これについて、補填とかそういうものはまず考えなかったんかどうかと、それから、今からこういうコロナのような状態があったときには、きちんと管理してもらうためには、明らかに収入減となる分は、ある程度補填する必要があるんじゃないかと思います。シルバーさんの仕事を抑えてきて、あえて、例えば、週5日出よったのが3日にしなさいとか、いうことで、経費節減にかかれたことは確かです。それについて、まず御存じかどうかいう

ことと、さっきの対応。４点か５点申し上げたと思うんですが、御答弁願います。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、絶対評価と相対評価の御質問でございましたが、基本的にはですね、まずは、五つの段階で、それぞれ、公園条例の中に選定基準がございますので、その中で、五つの評価、優、良、可、その他があるんですけど、それでつけさせて、それは、ある意味絶対評価になるんですが、それで、ただ、先ほどの30点のところなんです、これについては、比較するという意味で、実際に、最低価格を出したところとの比準ということ、それ、確かに相対評価になっているというところがございます。今、以前のですね、常任委員会でも、その評価の在り方について、もう少し考える必要があるんじゃないかというふうな御指摘もございましたので、この辺についてはですね、今後十分に精査してまいりたいというふうに考えております。また、先ほどのコロナの時のですね、補填なんです、これについてはですね、令和3年、令和4年とですね、補填のほうをさせていただいておりますのと、あとは、電気代が非常に高騰した、これは世界情勢の大きな変動の中での話ですが、そういうふうに不可抗力があったときには、町のほうで先方と協議して、本当に必要な額についてですね、補填なり、委託料の増とか、そういうふうな形での対応をさせていただいているとこでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）じゃ、補填されてる中で、先ほどのような問題が起こるのであれば、今後、今からこの5年間で同じような問題が起こる可能性は十分あります。だから、自分とこの収益が取れないから、じゃ、仕事をカット、こういうことが今後起こらないようにきちんとできるんかどうか。町が補填しながら、そういう問題が起こってるわけですよ。町が補填しながら、実際にはシルバーさんに、例えば5日のところを3日にくれとかいうことで、仕事業務量を抑えて支出を抑えて収益を確保しておる、こういう問題が事実あった。今後それが、これから5年間起こらない可能性はないことはないんで、それをしっかりと今後、管理監督できるんかどうかお聞きしたい。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。本来行うべき管理ができてないと、それは当然いけませんので、その辺についてはですね、しっかり我々のほうで、十分に確認し徹底して、その辺のほうはしっかりとやってまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。玉川議員。

○5番（玉川）5番、玉川です。評価をする際に、この業者は今年度も指定業者とされており、これまでの蓄積の採点であったりだとかってというのは、本来、この評価に入れるべきなんですけども、それが外された理由があるのかどうか。それと、それを入れた場合に、この評価が変わって、例えば、1者しかなかったんですけども、ほかの方法がとられるのかどうか。今後、それを入れるおつもりがあるのか、3点についてお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回はですね、御指摘のように、これまでの実績のほうは入れてございませんでした。いろんな考え方があると思うんですが、なぜかと申しますと、それぞれ、実際にもう複数の応募があったときに、それで、過去の実績も、加点であったり減点だったり、いろんなパターンがあると思うんですが、そういったときに、競争のときに、ほかとの、利益になったり不利益になったり、そういうふうなことも考えられますので、それは切離しておりますが、ただ、今の実績がどうかというのはですね、当然に確認する必要がございますので、確かに御指摘のような、いろんな課題があって、それについては改善、当然にしてまいらなければならないんですが、その中で、いわゆる、どういうんか、合格いうたらあれですが、駄目だというふうなですね、そういうふうな結果ではなくて、一応改善の必要がございますが、それは一応、基準点はクリアしていると、そういうふうな考え方でですね、整理をさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）他の業者がもし参入された場合に、いろんな加点減点の仕組みっていうのはあるかと思いますが、例えば、ほかの地域でやったところを評価されるであったりとか、そういう、評価項目をしっかりと今後は入れ込んでいただいて、算定していただいて、同じような、苦情が出るような管理をされないように、今後は、この更新時期については、そこもしっかり入れていただきたいと思いますと思いますが、そこはしていただけるんでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。今後ですね、議員さんの御指摘を踏まえ、その辺はしっかりと改善してですね、より良い評価、それができるように、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。下岡議員。

○9番（下岡）指定管理料ですけれどもですね、上限額が、5年間で1億1,074万2,500円に対して、提案額が1億1,066万ということで、これ、事前に上限額をお示ししてですね、提案額を受けたものだと思うんですけれども、これ、早く言えば、ネゴでやっただと、1者ネゴでやったというような形だと思うんですけれども、そういうやり方というのはですね、ちゃんと根拠のある、適切なやり方なのかどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。今回ですね、上限額を設定するに際しては、これまで令和2年から4年まではですね、コロナの影響で、そういった実績がなかなか、通常のものとは違うということで、これは他都市、いろいろ調査いたしましてですね、令和5年の実績を基本ベースにですね、若干、人件費の高騰等そういったことも踏まえまして、上限額の設定はさせていただきました。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）だから、そういうやり方がですね、果たして適切なのかどうなのかと、そこを聞いてるわけなんです。何か根拠のあるですね、話なのか。今回ね、特例的に、建設部の判断でやったのか、そこをお聞きしてる。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。これはですね、一般公募といいますか、ホームページ、町の広報においてですね、その辺は根拠を持ってですね、どういうふうな、全く白紙の状態では実際に検討はいただけないので、過去の実績であるとか、そういうふうな基本的な情報は、ホームページのほうで公開しながら、それに基づいて、それぞれが適正な価格を判断していただけるように、そういう情報を提供させていただいたというものです。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）適正かどうかですね、分からないじゃないですか。普通だったら競争入札なんかですね、やりますけれども、今回、明らかに1者ネゴでやってる。ね。金額がほとんど上限額に張り付いているわけですから、毎年度ね。だから、その根拠は何なのかと。自治法にこういうやり方でやってもいいですよと、こういう指定管理料なんかの場合とか、いう法的根拠があるんですかって聞いてるんです。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）指定管理を含む、プロポーザル審査による公募の場合には、委託料など、一般的な委託料もそうなんですけれども、これは通常、設計額を、予算を取った上で設

計額を公表して募集をするというのが一般的になされております。これは通常のルールにのっとってしておりますので、今回も設計した金額を公表した上で公募したものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 49 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 49 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 49 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第 3、第 50 号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 6、第 53 号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。なお、採決については、1 議題ずつ行います。それでは町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第 50 号議案から第 53 号議案までを一括で御提案申し上げます。これらにつきましては、人事院の給与勧告等に伴い、関係する 4 件の条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第 50 号議案から第 53 号議案までを一括で御説明いたします。改正内容につきましては、資料 4 の給与改定の概要で説明をさせていただきますが、議案書は 10 ページから 19 ページ、四つの条例の新旧対照表を資料 5 から資料 8 でお配りしております。それでは資料 4 をお願いいたします。まず、1 の要旨でございます。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法に準じた給与改定を行うものでございます。2 の令和 6 年人事院勧告の骨子でございますが、民間給与との格差を埋めるため、俸給月額の上上げが行われます。また、期末手当及び勤勉手当については、民間の支給割合を考慮し、0.1 月分引上げられます。（3）給与制度のアップデートでござい

ます。これらは、特記するものを除き、令和7年4月1日から実施されます。まず、俸給関係といたしまして、新卒初任給や若年層の俸給月額を大幅に上げられます。また、係長級から本府省課長補佐級の俸給月額の最低水準を上げられます。次に、資料右側の地域手当関係でございます。地域の民間賃金に関する最新データを反映し、支給地域等を見直しされます。支給地域は、市町村単位から都道府県単位へ広域化され、級地区分は7段階から5段階へ削減されます。なお、広島県は5級地でございます。次に、その他諸手当関係でございます。通勤手当の支給限度額をはじめ、記載の拡充等が行われます。続きまして、3の海田町の改定方針でございます。毎月の給料につきましては、全ての職務給を対象とし、若年層を中心に上げを行います。次のページをお願いいたします。会計年度任用職員の報酬についても、一般職の常勤職員の給与改定の取扱いに準じて改定いたします。(3)の期末手当及び勤勉手当でございます。国に準じて改定を行い、令和6年12月分から適用いたします。改定の月数につきましては、このページから次のページにかけてお示ししております一覧表のとおり、議員の皆様をはじめ、特別職及び一般職がそれぞれ0.1月分の上げで、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、0.05月分の上げでございます。次のページをお願いいたします。4の実施時期でございます。月例給につきましては、令和6年4月1日とし、期末手当及び勤勉手当については、令和6年12月の支給割合の改定は令和6年12月1日から適用します。令和7年度以降の支給割合の改定については令和7年4月1日といたします。最後にその他といたしまして、1で御説明申し上げた人事院勧告における給与制度のアップデートのうち、令和7年4月1日から実施のものに関係する改定については、現段階で改正方法が国から示されておりませんので、次回以降の町議会において提案させていただきたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより討論を行います。まず、第50号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第50号議案について採決を行います。お諮りいたします。第50号議案に

ついて原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第 50 号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第 51 号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 51 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 51 号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第 51 号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第 52 号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 52 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 52 号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第 53 号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 53 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 53 号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第 53 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第 7、第 54 号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第 54 号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例を廃止する条例の制定について。精神障がいのある方の福祉の向上と自立支援の充実のため、町が取り組む精神障害者福祉施策の見直しを図ることとし、これに伴い、この条例を廃止するもので

ございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）それでは、第 54 号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。内容については、資料 9 の条例の廃止の概要で説明をさせていただきます。議案書は 20 ページでございます。1 の要旨でございます。精神障がいのある方の福祉の向上と自立支援の充実のため、町が取り組む精神障がい者福祉施策の見直しを図ることとし、これに伴い、海田町精神障害者通院医療費支給条例を廃止するものでございます。2 の現状と課題でございます。精神障害者通院医療費支給制度創設時は、まだ精神医療に対する心理的ハードルが高く、精神障がい者等に対する支援は、まず医療につなげることを第一と考え、町単独事業で上乗せ助成を開始いたしました。その後、心療内科を設置する医療機関の増加などに伴い、医療機関への受診のハードルは一定程度下がり、自立支援医療費精神通院の受給者数及び上乗せ助成額は年々増加しております。一方で、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につながっていないケースは多く、地域で自立した生活を送ることができるよう相談支援体制の充実が求められています。また、他の自立支援医療費制度においては、収入区分に応じた自己負担があるため、公平な取扱いとなっていない状況でございます。3 の廃止する条例の内容でございます。精神医療を受けるために通院した際の医療費の自己負担額は、収入に応じて月額上限が定められ、軽減されています。イメージ図、赤枠部分でございます。この軽減後の自己負担額に対し、条例により町単独事業として助成しているものでございます。4 の施行期日は令和 8 年 4 月 1 日でございます。5 の今後の対応としましては、現状の課題を踏まえ、相談支援体制の充実を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者等の相談支援などを行う障がい者基幹相談支援センターを令和 7 年 4 月に設置する予定でございます。また、地域における児童発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの設置について具体的な検討を進めてまいります。6 の参考としまして、条例廃止による自己負担の変更についてお示ししています。現在は町の助成により 0 円でございますが、条例廃止後は、収入区分に応じた月の上限額の中で自己負担をいただくものでございます。なお、生活困窮者への支援といたしまして、収入に応じた自己負担の軽減を確実に受けられるよう窓口での手続支援を引き続き実施してまいりまして、自己負担が困難な場合には、暮らしの安心・サポートセンターにおける生活困窮者自立支援につなぎ、対応してまいります。次のページに今

後の支援の在り方についてお示ししています。例えば、精神通院医療を受けながら家事や就労ができている方には、引き続き必要な医療が受けられるよう、自立支援医療費制度の利用支援を行い、家事や就労の継続が困難になった場合には、サービスにつなぐための支援を行います。また、例えば、メンタル不調が続いて日常生活に困っている人には、困り事や課題の整理を行い、状況に応じて医療受診へのつなぎや、個別の状況に応じたサービスにつなぐための支援を行います。これらケースの下線部分について、障がい者基幹相談支援センターが担っていくものでございます。センターの設置につきましては、右に記載のとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）これ、全協のときにも、説明、何遍聞いても分からんということで、3回聞いて駄目だったんで、また、本会議で聞きますよと言った案件ですが、医療費を削減することによって、自己負担額を削減することによって、医療控えが出てきたときに、それをどういう形でセンターがフォローしていくのか。これを何遍聞いても、窓口で1年一遍来るから、そのときに対応できますよという答弁しかなかったように記憶しています。もっと積極的なその対応の仕方が必要なんじゃないんか。そのための、このセンターの仕事は、どんな仕事をどういうふうにしてどのようなことをするのか、きちんとした説明をされてないんで、ここで改めて求めます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）基幹相談支援センターにおきましては、3ページのところでお示しをしておりますけれども、今後の支援の在り方にございますように、困り事ですとか課題の整理を行いながら、必要な支援、サービスにつないでいくという支援を行ってまいります。医療控えといいますか、受診控えというところにつきましても、令和8年4月1日の施行までに時間がございますので、個別の周知を行いながら、手続の機会を捉えて周知を行いながら、医療機関のほうにも連携をいたしまして、丁寧に周知をしながら準備をしていきたいと思っております。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）ちょっと補足をさせていただきます。また基幹相談支援センターが設置されましたら、業務の内容の中に、支援が困難な障がい者の方、それからまた、その御家族への相談支援も実施をしてまいります。その中で議員が言われたような医療

につながらない場合につきましては、医療機関との連携も、この仕様の中にもしっかりと盛り込まれております。その中で、専門的な相談員による医療機関に向けた同行の医療受診、それから、サービスにつながらない場合も同行支援等を行いながら、取りこぼしのないよう支援につなげてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ここへ書いてありますから、そのぐらい分かりますよ、僕も読めば。実際にどうするんですか。部長の答弁、この前のとき、1年に一遍お客さんが、人が来るから座って待っとくからいいよというような感じしか取れんような答弁しかしてないじゃないですか。積極的にそれを、どういう形で実際に動くんですかってこの前何遍も聞いたんですよ。たら、年に一遍を必ず来ますからいいですよとしか答弁なかったんですよ。そんな、1年に一遍しか来ん人に対して、ましてやこの人たちは、なかなかこちらに来にくいメンバーの層でしょ。そういう人に対して、どうやってフォローするんですかって、僕何遍も聞いたんですよ。書いてあることは事実です。間違いない、これやってんでしょうよ。ただ、座って待ったんじゃったら、これ何の意味もないんじゃないんですか。それについて、どのようなフォローするんですか、これ皆さんに納得できるような説明きちんとしてくださいと申し上げたのに、また同じことをしてるんですか。

○議長（桑原）部長。

○福祉保健部長（森川）はい。先日、全協の中で私のほうが1年に1回来られるからというような表現をさせていただいたところは、申し訳ございません、説明が足りておりませんでした。その状況にも加えまして、課長も答弁いたしましたように、まずは皆様方に周知をさせていただきます。医療につながっておられない方につきましては、しっかりと医療機関と連携する中で、本町の相談員、本町の中にも保健師や社会福祉士等もおりますので、まずは相談支援につなぐ、必要に応じて訪問等も行いながら、取りこぼしのないように対応していきます。また、アウトリーチ、訪問による支援も行なってまいります。また、基幹相談支援が施行されましたら、基幹相談支援センターの相談員とも連携しながら、必要に応じて相談、それから訪問等を行いながら、医療につなげてまいります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。令和5年度の決算額1,452万1,000円で、受給者数は

875 人でした。それで、主要施策の説明書では、障がい者に対し、社会復帰及びその自立の促進を図るため、通院医療費の一部を助成しました。このように主要施策で説明を受け、文書でそのようになってるんですが、これをなぜ廃止するのか。成果があるのにやめる、なぜなのか。それを上回るそういう予算や施策や事業をやっていくのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）今回助成をさせていただいたところで、成果として上げさせていたでいてるところでございますが、この成果につきましての判断として、まず、この制度、導入の目的として、まずは医療につないでいくことっていうところがありますものですから、そういったところも踏まえまして、助成については、しっかりと医療につながってきているというところを判断いたしまして、今後は、そういった医療について御負担をいただきながら、町としては、サービス、相談支援体制の充実をしていくということで、適正な医療受診を受けていただきながら、必要なサービスにつなげていくための支援をしていきたいと考えたところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）納得できんねえ。今の説明で、理解できんですよ。精神障害者通院費助成制度をなくしたら、患者の医療受診に悪影響を与える。このことは、もう明確じゃないですか。精神障がい者は、本人はもちろんのこと、家族やそのつながりのある方々、心身ともに疲れ切ってしまって、手帳取得者は380人、診断書合わせても737人という説明を聞いておりますが、なぜこれをなくすのか。これを許すと、例えば、障がい者の福祉タクシー券、これは収入の限度額はありますが、この廃止につながっていく。そういう糸口になってくるというように私は判断をするんです。だんだんそういう、弱者を助けようとしらない。むしろ悪化をするようなそういう提案だというように感じるんですが、良くなるんならいいんですが、悪くなるほうで、これを提案されております。これの説明を求めます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）医療費の助成についてですけれども、現在、条例により町単独事業として助成している部分につきましては、自立支援医療費制度の中で、自己負担1割ということで負担上限月額が設けられている部分につきまして、町単独で助成をしているというものでございます。これまで助成をしてきているというところで、無料で受け

られていたものが自己負担が発生してくるというところで、医療費部分につきまして、そこだけを見ますと、負担増ではないかというお考えもあるかと思いますが、精神障害がい者等の支援というところで大きく考えましたときに、基幹相談支援センターでサービス等につないでいく、支援をしていくというところで、精神障害がい者福祉施策を、自立支援、それから福祉の向上ということで充実が図られるというふうに思っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）自立した生活に向けた支援がなくなってくるんですね。これはどのように考えるんですか。自立支援、これが所得によって変わってくるんですけれども、これが、この制度がなくなることによって、大きな影響を与えるというように私は感じるんです。これをカバーをするのに、基幹というような、そういうサポーターでは解決しない、このように思うんですが、それはどうなんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）今後につきましては、本町の取組みに加えまして基幹相談支援センターを設置いたしまして、障がい者の方、その障がい者の家族までもケアしていきたいというふうに思っております。また、家族の方が高齢になった場合に、障がいのお子様を取り残されることも想定されることから、その辺りのカバーもしていきたい。また、複雑な生活課題もある方もおられます。そのような方々に対しましては、福祉のサービスにつなげることによって、地域で生活できるような体制を、この基幹相談支援センターの職員、それから町の職員が連携しながら、一人ひとりの状況に応じながら、取りこぼしのないように対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。玉川議員。

○5番（玉川）5番、玉川です。自立支援医療制度を使っている人たちが、精神疾患のいろんな疾病特性から、例えば、見捨てられ不安であったり貧困妄想であったりとか、ネガティブな認知になってしまっており、変化への脆弱性が高く見られるということを理解されて制度設計をされているとは、なかなか思いづらいかなというふうに思います。そこについて、ちゃんと認識をして制度設計されているのかどうかということが一つ。もう一つ、これに対しては、今申し上げたような背景から、段階的な対応っていうのが必要だったんじゃないのかなというふうに思いますが、この段階的な対応については、検討しなかったのかどうかっていうことが一つ。それから、アウトリーチでの支援とい

うふうには言われるんですけども、受診確認とか受診勧奨などを行っていく方法について、どのように考えているのかということが一つ。で、全て基幹相談支援センターの設置で行いますというような御答弁されておりますが、この、人員の配置の要件などを見ると、専門的職員が1名以上、それから、管理者1名、拠点コーディネーターが1名で、兼任を可能とするということで書いてありますよね。これ、もしかして、最悪1人2人で、この基幹相談支援センターを回すというような状況になるのではないのかという懸念があります。そんな人員の数でこれだけの業務をすることは不可能だと思いますし、それは、実行的な、効果的な、支援策とはならないのではないのかと思うんですけども、この人員配置について、何人ぐらいでこの業務を回すというような想定でプロポーザルをされる予定なのか。以上について御答弁をお願いします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）はい。議員言っていた、この疾病の特性というところで、確かにその、御不安のすごい強い方が多い疾患であるというふうにしっかりと認識しております。そうした上で、今後の施策も考えた上でこの度の条例の廃止を提案させていただいたところでございます。段階的な対応につきましては、令和8年の4月を予定しております。それまでの間に、条例制定させていただきましたら、しっかりと該当の方々にお知らせをし、医療機関、それから医療ソーシャルワーカーのほうにもしっかりと連絡をとって、対応していきたいというふうに考えております。また、アウトリーチの方法につきましても、先ほど申しましたように、医療機関との連携の中で、受診控え等の御連絡もいただいたり、それから、その御家族からの相談もしっかりと受けながら、必要な方に取りこぼしがないように、アウトリーチや相談のほうにつなげてまいりたいと思っております。体制につきましては、現時点で、今、仕様のほうには、専門的職員1名、今言っていたコーディネーター1名、管理者1名となっております。今議会の補正予算のほうに計上させていただいてる部分につきましては、2名程度を考えているところでございます。この契約期間につきましては1年間としているところでございます。それは、やはり、この相談を開始しまして、もしこの2名では足りないような状況がありましたら、今後その増員等もしっかりと視野に入れながら、1年間、状況を見ながら、体制をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）いろいろ疾病特性分かっていながらやっておられるというふうに言われた

んですけども、範囲を広げて支援をされようとしている、そこはすごく評価ができるんですけども、この支援体制、特に、専門的職員というふうに挙げられている主任相談支援専門員、相談支援専門員等については、精神医療、疾患についての知識は、必ず有しておかなければいけないという資格ではございません。ということで、ここに、公認心理士であったりだとか、精神科の専門を持っている看護師さんたちが入ってくるのであれば、まだ考えやすいところではございますが、このような形でプロポーザルをかけられますと、精神疾患に関する知識、御経験がない中での支援となり、今おっしゃられたような支援が確実になされるとは到底考えにくいかなというふうに思います。この受診控え、助成を打ち切られるという、多分認識になるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、そうすることによって、治療の自己中断であったりとか、自殺の危険性が高くなるということについて、しっかり認識されているのかどうか、御答弁お願いします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）基幹相談支援センターの配置の要件といたしましては、仕様の中に現在考えてるところでは、一定程度の相談の経験がある社会福祉士、精神保健福祉士や保健師等を想定しているところでございます。議員言っていたところの部分もしっかりとカバーできるような専門的な職員が採用できるように、どのような仕様にしたらいいかというのは、まだ検討の余地はございます。その点などもしっかりと考慮しながら、プロポーザルのほうを行っていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）答弁漏れがございます。自殺の危険性とか、自己中断による病状悪化についての対策について、お答えいただけてないので答弁漏れをお願いいたします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）確かに疾患の特性から、そのような思いに至られる方もないわけではございませんので、その辺りもしっかりと踏まえながら、医療機関と連携しながら、また、専門職のほうの相談支援、それからアウトリーチ等で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。はい。

討論があるようなので討論を行います。まず反対討論を許します。玉川議員。反対討論。  
はい。

○5番（玉川）5番、玉川です。反対の立場で討論させていただきます。自立支援医療制度を利用する方の中には、疾病の特性から、見捨てられ不安や貧困妄想など、ネガティブな認知になっている場合が多く、多くの場合は変化への脆弱性、変化に対応することに対する弱さが見られます。現状では、段階的な対応や専門家によるアウトリーチの支援、受診確認や受診勧奨などの対策がしっかり準備されるとは言えません。そのような中で助成を打ち切るということは、治療の自己中断による病状悪化、また、自殺の危険性が大変大きくなり、住民の生命を守る行政の使命に反していると思います。以上の理由から、本条例の制定に反対いたします。皆様の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。下岡議員、賛成討論。

○9番（下岡）第54号議案に賛成の立場から討論いたします。人工透析等の更生医療や18歳未満の歯科矯正等の育成医療を受ける人たちについては、所得に応じて限度額を設定して負担を求めているのに対し、精神障がい者通院については、県内市町の多くが求めている自己負担を、現在、海田町が助成しております。これは、制度創設当初、疾病の性質上、医療機関にかかりにくい雰囲気があり、積極的に受診を勧めるためであったとされています。ところが、最近は、本人負担を求めないことで患者と医療機関双方に治療継続の誘因が働くなど、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につながらないケースが多いとされています。経済負担を求めることで、必要な人が適切な医療や支援が受けられなくなるとの指摘がありますが、障がい者基幹相談支援センターや暮らしの安心・サポートセンターなど、物心両面での充実した対応で克服できます。特に、基幹相談支援センターの設置によって、専門的な知見を持つ相談員が、権利擁護、虐待防止も含めて支援を行い、緊急時の受入れを行うなど、従前に比べ、はるかに精神障がい者行政が前進するものであります。よって、条例廃止に賛成いたします。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。反対討論。はい。佐中議員、反対討論を許します。

○15番（佐中）第54号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例を廃止する条例の制定について、反対討論を行います。精神障害者通院費助成の目的は、自立支援医療、精

神通院費医療は通院による精神医療を受ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。障がいにより、通院による医療を続ける必要がある方が対象となります。その通院費を、これまでである無料化事業をやめて、所得に応じて有料化する条例です。その代わり、障がい者基幹相談支援センターを設置し、あわせて、他事業の事業を担う見直しを行う。精神障害者通院医療費制度をなくしたら、患者の医療受診に悪影響を与えます。精神障がい者は、本人はもちろんのこと、家族やそのつながりのある方々は心身ともに疲れきっています。手帳取得者は 380 人で、診断書等合わせても 737 名、令和 5 年度の決算額では 1,452 万 1,000 円で、受給者数は 875 人、主要施策の説明では、障がい者に対し、社会復帰及びその自立の促進を図るため、通院医療費の一部を助成いたしました。これまでも、令和 6 年 9 月議会では、福祉センターのシャワーの使用料金の 100 円改悪をし、児童クラブ利用料金、年 1 万 2,000 円であったのが 4 万 4,000 円の、おおむね 3.6 倍の引上げを、一部には、前進や改良した面もありますが、一番弱い町民を対象とした弱者に冷たい竹野内町長、これになります。プロポーザルでサポートしても、現行より悪化をいたします。症状は人それぞれ違い、病院も町内、町以外にも、中にもあると思います。本人も家族も、人生の生き方が変わってくる方々もいらっしゃいます。現行を残し、新たに支援センターのカウンセラーなどを設置することを強く要求し、反対をいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。新谷議員。反対討論ですか。賛成討論。賛成討論を許します。どうぞ。

○2 番（新谷）2 番、新谷です。第 54 号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例を廃止する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。現在、精神障がいのある方が全国的に増加傾向にあり、本町においても、通院の受給者数、そして、町単独事業による自己負担額に対する上乗せ助成額は年々増加をしております。また、他の自立支援医療費制度においては、収入に応じた自己負担があり、公平な取扱いとなっていない現状がございます。今後、受益者負担を求めていくことは致し方ないと考えます。また、先ほど説明にもありましたように、精神障がいのある方々に対する支援として、基幹相談支援センターを設置し、個々の状況に応じて、地域で生活していくための適切な支援もされるということもありましたので、そこは行政としてしっかりやっていただきたいと思います。以上、私の賛成討論といたします。皆様の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第 54 号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第 54 号議案は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 8、第 55 号議案、令和 6 年度海田町一般会計補正予算第 5 号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第 55 号議案、令和 6 年度海田町一般会計補正予算第 5 号。この度の補正予算につきましては、林業施設災害復旧事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、第 55 号議案、令和 6 年度海田町一般会計補正予算第 5 号について御説明いたします。

初めに資料 10 の令和 6 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。なお、今回審議をお願いする補正予算のうち、職員の人件費に係るものにつきましては、人事異動や給与改定等に伴う職員給料や職員諸手当、職員共済組合負担金のほか、会計年度任用職員報酬や労働保険料等の増額及び減額を行っております。また、精算に伴う前年度国・県支出金の返還金の増額や、農林水産業費及び土木費における箇所付けのない工事請負費や委託料等については、対応箇所の増加等により不足が見込まれるものについての増額でございます。これらにつきましては、件数が多く、繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、資料 10 の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。議会費、議会費の議会運営事業につきましては、支給割合改定により、議員期末手当を増額するものでございます。

次に、6 ページ、7 ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の庁舎管理事業につきましては、概要資料として資料 12 を提出しておりますけれども、これはカスタマ

一・ハラスメント対策の一環として、本庁舎及び出先機関等の電話機に通話録音装置を導入することに伴い、委託料及び備品購入費を増額するものでございます。その下のふるさと納税推進事業につきましては、ふるさと納税制度を通じた当町への寄附金が増加したことに伴い、委託料を増額するものでございます。次に、10 ページ、11 ページをお願いいたします。総務費、戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修事業につきましては、概要資料といたしまして、資料 11 を提出しております。これにつきましては、戸籍の記載内容を変更するシステム改修を行うことに伴い、委託料を増額するものでございます。その下の社会保障・税番号制度運営事業につきましては、マイナンバーカード特急発行の実施に伴い、備品購入費を増額するものでございます。財源として、個人番号カード交付事務費補助金を活用いたします。

次に、18 ページ、19 ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費の介護保険繰出金事業、その他につきましては、給与改定による人件費の増に伴い、介護保険特別会計への繰出金を増額するものでございます。次に、20 ページ、21 ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費の保育所整備事業及び児童クラブ整備事業につきましては、それぞれ民間の保育施設及び民間の児童クラブの整備事業者を公募により選定するにあたり、その選定委員に支払う委員謝礼を増額するものでございます。

次に、26 ページ、27 ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費のかいた版ネウボラ事業につきましては、産後ケア事業の利用者の増等に伴い、委託料及び利用者負担金助成を増額するものでございます。財源として、母子保健衛生費国庫補助金及び妊産婦支援事業緊急補助金を活用いたします。次に、28 ページ、29 ページをお願いいたします。衛生費、清掃費のごみ収集処分事業につきましては、資源物売払額が当初見込額を上回ったことに伴い、資源物回収奨励金を増額するものでございます。財源として、資源物売払金を活用いたします。

次に、42 ページ、43 ページをお願いいたします。消防費、消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の退職に伴い、退職報償金を増額するものでございます。財源として、消防団員退職報償金受入金を活用いたします。

次に、50 ページ、51 ページを御覧ください。教育費、社会教育費のふるさと館改修事業につきましては、工事等箇所図として、資料 17 を提出しておりますけれども、空調設備の故障に伴いまして、工事請負費を増額するものでございます。財源としましては、町債を活用いたします。また、併せて繰越明許費を設定いたします。

次に、54 ページ、55 ページをお願いいたします。災害復旧費、農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧事業につきましては、工事箇所図として、資料 16 を提出しております。資料 16 の 1 ページ目のほうでございます。11 月 2 日の大雨による串掛林道の法面が崩壊したことに伴いまして、委託料及び工事請負費を増額するものでございます。財源といたしまして、町債を活用し、また、併せて繰越明許費を設定いたします。次に、56 ページ、57 ページをお願いいたします。災害復旧費、土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業につきましても、工事箇所図として、同じく資料 16 を提出しております。資料 16 の 2 ページ目のほうでございます。これにつきましても、11 月 2 日の大雨により河川に異常土砂堆積が発生したことに伴いまして、工事請負費を増額するものでございます。財源といたしましては、町債を活用し、また、併せて繰越明許費を設定いたします。

次に、58 ページ、59 ページをお願いいたします。予備費でございます。災害復旧事業等への充当に伴い、不足が見込まれることから、増額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。2 ページ、3 ページをお願いいたします。歳出で説明いたしました特定財源の増額については、説明を省略させていただきます。ページ中ほどの 20 款の繰越金につきましては、財源調整として増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第 55 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 4,959 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 136 億 2,514 万 1,000 円とするものでございます。また、第 2 表により、繰越明許費の設定、第 3 表により、債務負担行為の追加、第 4 表により、地方債の追加をそれぞれ行います。歳入歳出予算のところで御説明いたしました内容は省略させていただきます。5 ページをお願いいたします。1 行目の町道 137 号線道路改良事業につきましては、年度内の事業完了が見込めなくなったことから、繰越明許費を設定するものでございます。6 ページをお願いいたします。1 行目及び 2 行目の保育所整備事業補助金に係る額及び児童クラブ整備事業補助金に係る額につきましては、概要資料として、併せて資料 13 を提出しております。3 行目の海田町障がい者基幹相談支援センター運營業務に係る額につきましては、この業務を来年度当初から開始するに当たり、必要な予算を措置するものでございます。4 行目から 6 行目までの海田総合公園指定管理業務に係る額、それから、教師用教科書等購入に係る額、それから、タブレット端末購入に係る額につきましては、概要資料といたしまして、それぞれ資料 3、

資料 14 及び資料 15 を提出してございます。以上で、令和 6 年度海田町一般会計補正予算第 5 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。小田議員。

○6 番（小田）6 番、小田です。予算説明書の 27 ページ、19 節、扶助費の 57 万 9,000 円、これは具体的にはどのような中身、利用者が増えたのでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）はい。すいません、確認です。27 ページのかいた版ネウボラ事業ですね。はい。これはですね、産後ケア事業を行っておるんですけれども、その利用者、特にアウトリーチ型の利用者が予算よりも大分増えたということで、増額補正させてもらうものでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○6 番（小田）その中身は何だったんでしょう。

○議長（桑原）ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（北川）はい。産後ケア事業のアウトリーチ型というのは、助産師さんが家庭訪問を行いまして、産後のお母さんの母体管理であるとか、育児指導を行うものでございます。

○議長（桑原）ほかにごございますか。前田議員。

○14 番（前田）14 番、前田です。今あっちこっちにね、工事、あるいは、それらしきものがいっぱい出とるわけですが、当初予算でも繰越ししていかんやなんというようなことが出ておるのに、なおかつこれ、まとめて聞きますが、この補正で何件工事出とらんか知りませんが、まずそこで、工事の件数。それがね、あんたらは言うてんでしょう、年度内に消化しますいうてね。じゃあ、当初予算に何で繰越しが出るんかと、こういうことになるわけですが、消化できるんかどうか。それだったら、新年度で予算を組めばいいんじゃないかと。補正まで組んで繰越し残にするとかね、未執行。ちょっとお粗末じゃないかっていう、その辺、まとめてね、答弁願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）はい。この度の当初予算の繰越しにつきましては 137 号線、出合橋の件でございますが、こちらにつきましては 11 月に 2 度入札を行いましたが、入札辞退が続き、入札が中止になったことにより、年度内の完成が見込めないために、繰越しを

させていただいたものでございます。で、災害のほうにつきましては、これから、災害の査定及び設計をして工事に入るとい形になりますので、どうしても年度内の完成が見込めないというところで、補正をして繰越しさせていただいたものでございます。箇所付けのないものにつきましては、限られた予算の中で、効果的に効率的に執行するところでございますが、いろいろな、大雨であるとか、そういったものによって、住民さんの要望等が増えてきたことなどによって、当初予算では賄えない部分が出てきましたので、この度、増額の補正をお願いするものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。前田議員。

○14番（前田）だからね、そういうことがあるから、総じて何ぼあるのかとこういうね、件数が。その答弁がないじゃない。ほいで、今も説明があった出合橋、応札がゼロじゃった。2回もやった。ほいじゃあ、これが、補正予算組んで、ね、そういう業者が何者指名するんか知らん、それは、まあ、額にもよるじゃろう。応札があるのか。じゃあ、今、設計して、次年度にやります。初めから次年度でやるいうものなら次年度、新年度で予算計上すりゃええじゃない、できんのが分かっとしてやるわけ。そういうばかな予算を組むなと言いたいわけよ。ね。今から設計するんなら、設計は職員がやればいいことで、ね。それは、普通の報酬の中で、給料の中でやっていけばええわけだから。だから、設計するのに特別補正組むこと要らん。見通しのないものの予算を組んでおると、こういうことなんです。そこを、おかしいんじゃないかいうて言うてる。だから、今、答弁漏れがあるのは、総件数で何件を工事予定しとるんか。それが、年度内に消化できるんかいうて、まとめて言うたわけよ。なら、できないいう答弁なんよ。そんなできないばかな予算を組むなとこう言いたいわけ。どうなん、再度、答弁願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい、箇所付けのないものの箇所数につきましては、代表的なもの、資料は用意しとるんですけども、たくさんになりますんで、箇所付けのないものにつきましては年度内の完成をする予定で、今回の補正をお願いしとるものでございます。ちなみに、農道水路改修事業におきましては、執行残部分のものを含めて約8件を考えております。これは、里道等の、里道水路等の、農水路等の修繕でございます。また串掛林道におきましては、この度もありましたけど、委託、除草であるとか、側溝清掃、あとは倒木の撤去などで3件を見込んでおります。繰越分につきましては、この度の災害分の繰越しにつきましては、まず、林道部分につきましては、工事は1件、河川のほう

につきましては2件でございます。

○議長（桑原）できない工事が分かっとなって予算組むのはおかしいじゃないかという点。
はい、部長。

○建設部長（木村）繰越明許を組まさせていただきました町道137号線は、入札不調が2回続いて、繰越明許を取らせていただいて再度入札を図るんですけれども、年度末までですと、やはり他の受注者の方がまだ手がいっぱいということが考えられますので、年度をまたぐことによって、受注機会を増やすという意味で、受注者の方が手を挙げていただけるのではないのかということで、今回、繰越明許を組まさせていただきます。箇所付けないところっていうのは、いわゆる、住民さんとか議員さん等々から出ております修繕要望を簡易外注で発注するに当たって、予算が足らないので、今回組まさせていただきます。年度内に、それらを全部処理をさせていただきたいというものでございます。災害復旧につきましては、災害査定もございまして、できるだけ速やかな災害復旧が必要になってまいりますので、繰越明許をとらせていただいて、年度またぎで、できるだけ早い災害の復旧を図ってまいりたいと、そういうものでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。下岡議員。

○9番（下岡）今の町道137号線の関係ですけれどもですね、9月15日に、近隣10名、約20名集めてですね、一連の工事について説明されたわけですけれども、この出合橋2号橋については、来年3月までに終わりますと。そのあとの接続道ね、137号、6号関係のものが、引き続きやらなきゃいけないんですけども、これについてはですね、令和7年度中、ですから令和8年度3月までには終了させますと、こういう説明をされたわけですけれども、今の今期のですね、入札が不調になったことで、今、部長から、来年度に食い込むから繰越明許を掛けるんだと、これは理解しますけれどもですね、問題は、その際、来年度の令和7年度の工事がですね、ちゃんと予定どおり令和8年3月までに終わるかどうか。ここがね、近隣住民の一番関心持って見てることですから、これについての見通しはどうかをお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）はい。議員おっしゃられるように、やはり令和7年度末の完成を町としても目指していきたいというところで、今年度、出合橋2号橋につきましては繰越措置をさせていただきますけれども、あわせてその完了時期等を見越しながら、来年度予

定の箇所、これが重複してできるか等の工程表を引いて、今のところ、早急に、この議決の後、早急に入札手続等を行って、業者が決まりましたら、令和7年度末までに完成する見込みで工程を立てております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）ちょっとね、見通しが甘いんじゃないです。橋を今やるのは今の渇水期、ね。だから、橋を架けるわけですよ。それが延びてですよ、雨水期ね、梅雨時分とか何かにずれ込んできたらですね、この橋がちゃんとね、できるかどうか見通しつかないんじゃないです。だから、見通しが甘いと言ってってるんですよ。ちゃんとね、見通しつけて、余裕を持ってやらないからですね、こういうことになるんじゃないです。この工事は、そもそもですね、そもそも論になるけども、令和2年に設計予算をとってですね、令和3年から、もともとこの工事は3年で終わる、令和5年ぐらいには終わる予定の工事なんですよ。それが延びて延びて、令和7年度、まごまごしよったら、また令和7年度すらキープできなくなるとね。こんなね、ずさんなね、計画はやめてもらいたい。ちゃんと責任持ってですね、やってください。どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。先ほど申し上げましたスケジュールでございますが、やはり渇水期でないとできないところ、それから、渇水期でなくてもできる部分っていうのをきっちり分けまして、今、町のほうでも工程を引いております。で、どちらにしても一番必要なのは、受注していただける業者さん、これを決めなくちゃいけないんですけども、先ほど部長の答弁にありましたように、今から発注して3月31日までというのは、とても工程的に難しい、というところで、そうすると業者がなかなか決まらないということがありまして、工程工期に余裕を持たして、繰越しさせていただいた上で、令和7年度につきましては、前半部分は、他の、7年度分の工事と工事の期間が重複しますが、重複してもできるような発注体系として、スケジュールを組んで発注したいと考えておるところでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本です。今、あなた方が言われましたがね、私は一般質問にも言うたんじゃがね、復興の際のね、復興が全然できてないと、今言うたら、毎年毎年、繰越しじゃどうのこうのいうての、今言われましたが、地権者や地元の皆さんには十分説明しておりますと言われましたがね、あなた方は、それで済んだる思われますが、私

でも前田さんでも、地権者ではないんよ、地権者ではあるんよ、あるんはあるんじゃが、地元の皆さんと、じゃないかどうか知らんのじゃが、全然、私ら、細部の詳細な説明を受けちょらんのよ、の。それであって、一番不便な目に会うちよるのはわしらなんよ。そこら、あんたらがね、口先ばかりでね、どう考えちよるか何を考えちよるか、わしらには分からんのよ。県じゃあ、国じゃあ、あれは国交省じゃどうのこうの、J R じゃいうて言われるんじゃが、利用者が一番困っちよるわけよ。の。そこら、どう思うちよられるんかいの。ちょっと答弁お願いします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）工事に近接してお住まいの方に御説明をさせていただいている一方で、おっしゃられるように、工事区間を通行される方に対する周知という部分で、足りない部分があるのではないのかという御指摘だと思うんですけども、その辺については確かに反省すべき点もございますので、今後そういった方に対する周知の方法というのでも検討してまいりたいと思っております。で、また、近隣にお住まいの方に多大な御迷惑をおかけしとるとともにですね、そういった通行されてる方にも御迷惑をかけてるのは事実でございますので、そういった御迷惑をかける期間が少しでも短くなるようにですね、引き続き早期完成に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）はい、ほかにございますか。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。これ、全協のときにも宿題を残してる案件が一つあると思うんですが、資料13の絡みで、46名、不足がずっと続くと。これ、いつまで続くんですかと聞いたら、答えが返ってこなかったんですが、それについてどうなのか、答えをいただきたい。それと、これ、児童クラブにしてもそうですが、新しい施設を造るということは、これ、町の委託事業やるってことは、ある意味、隠れハコモノ行政ですよ。新しい施設を造るということはハコモノ行政の一つです。ただ、町が直接造らないから、隠れハコモノですよ。この程度の数であれば、各施設に振り分けて、何とかお願いすることによって、あえて施設を造らずに、特に人口が明らかに何年か後には減ってくる、それから入所者数も減ってくる中で、それらを考えたら、当面、ある施設の中で、一つずつ、例えば、今8施設ぐらいあると思うんですが、1か所5人ずつお願いすれば、40人確保できますよね。町長、間違いありませんよね、この計算。町長。間違いありません、この計算。1か所5人ずつで8か所40人になりますよね。そういう考え方はできないんですか。隠れハコモノをいつまで経っても造り続ける、ハコモノ行政を

続ける。これ、町長が今回、公有資産の関係で、そういうものを精査してきちんとしたものをしていきたい、これ言われてる中で、隠れハコモノをやってもいいんですか。それも含めて、御答弁願います。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）はい。資料の中にも、0、1、2歳がやや減少というふうにはしておりますが、現状、この計画期間中、多いときで、出生が330人から40人生まれるときもあれば、この5年間の中でも300人ぎりぎりのときもございました。今後もやはり1学年300人を維持する形で推移していくものというふうに福祉保健部のほうでは推計しているところでございます。来年、第5次総合計画の後期の中で、詳細な推計を出していく予定ですが、議員言っている全国的な傾向を鑑みますと、やはり本町においても令和10年代の後半ぐらいから、本格的な下降傾向も推測しているところでございます。現状のところ、このような状況にならないよう、海田町の子どもたちの数が1学年300人というところをしっかりとキープすることが非常に重要だと思っております。様々な施策を打つ中で、キープをしていきたいというふうに思っているところでございます。また、新たな施設整備にはリスクがあるというところで、本町におきましても、確かにこれまで、整備のほうを民間のほうでお願いしてきたところでございます。そのような中で、先ほど申しました下降傾向を鑑みますと、執行部といたしましても、施設整備にはリスクもあるものというふうに判断をしております。その中で、今回の公募に当たりましては、町内の既存施設を活用していただく中で最小限の施設整備で公募するものというふうにしていきたいと考えて、今回提案させていただいたところでございます。今回の人数を算定いたしましたところ、各施設のほうにもいろいろお話を伺いながらこの数字は固めていったものでございます。増やしていただける園もあれば難しいという園もいろいろ出ているような状況でございますが、そのような中で最小限の人数として算出をさせていただいたところでございます。今後も子どもたちが安心して保育できる環境というのは各施設の御協力あってこそだというふうに思っておりますので、各施設の御意向、それから経営状況もしっかりと確認しながら、保育所、それから認定こども園、それから児童クラブ等々の保育教育の整備のほうをしますが、運営のほうもしっかりとサポートしていけるように対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ごちゃごちゃごちゃごちゃ言われましたけども、隠れハコモノに対する

説明を求めたんですが、それについても答弁がないですし、5年間で維持できるというのは分かりました。この前も説明を受けてます。じゃ、その後、いつから減るんですかって、僕、聞いたんですよ。それについて、本会議で聞きますから答弁してくださいねって課題出したんですよ。いつから減るんですか。その減るまでの間を、要するに、施設をどうするか。それについて、多少、今、部長のほうから、既存の施設をできるだけ活用していきたいということなんで、それは半分理解しました。じゃあ、もしそれに対して莫大な費用を投資してやるようじゃなかったら、減り出したときに大変なことになるんじゃないんかという懸念が残ってる。で、お話しさせてもらったんで、その分について、いつ頃から減る予定になってるかの答弁と、隠れハコモノ行政について、答弁してください。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）はい。本町といたしましては、全国的な傾向を見ますと、令和10年代の後半ぐらいから本格的な減少傾向になるのではないかというふうに推測をしているところでございます。隠れハコモノにならないように、今後も、確かに全国的にも減少傾向の市町の状況もでございます。既存施設の活用については、保育事業に合わせまして、一時預かりであるとか、誰でも通園制度も始まります。今後求められる子育ての施策のほうでの、各施設をお願いをしたり御協力いただく中で、各施設の意見を聴いて調整してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第55号議案について採決を行います。お諮りいたします。第55号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第56号議案、令和6年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第 56 号議案、令和 6 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号。

この度の補正予算につきましては、賦課徴収事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第 56 号議案、令和 6 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について御説明いたします。内容につきましては、資料 18 によるところでございますが、給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費の補正でございますので、個別の内容については説明を省略させていただきます。続きまして、議案を御説明いたします。第 56 号議案をお願いいたします。この度の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 34 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 20 億 8,696 万 8,000 円とするものでございます。以上で、令和 6 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 56 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 56 号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 56 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 10、第 57 号議案、令和 6 年度海田町介護保険特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第 57 号議案、令和 6 年度海田町介護保険特別会計補正予算第 2 号。この度の補正予算につきましては、任意事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第 57 号議案、令和 6 年度海田町介護保険特別会計補正

予算第2号について御説明いたします。内容につきましては、資料19によるところでございますが、保険事業勘定、介護サービス事業勘定ともに、給与改定に伴う人件費の補正でございますので、個別の内容については説明を省略させていただきます。続きまして、議案について御説明いたします。第57号議案をお願いします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に96万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を22億2,292万6,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に32万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を1,477万7,000円とするものでございます。以上で、令和6年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第57号議案について採決を行います。お諮りいたします。第57号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第11、第58号議案、令和6年度海田町水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第58号議案、令和6年度海田町水道事業会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、人件費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、第58号議案、令和6年度海田町水道事業会計補正予算第2号について御説明いたします。内容につきましては、資料20の内容によるところでございますが、こちらも人件費の給与改定に伴う内容となっておりますので、個別の内容については説明を省略させていただきます。それでは、第58号議案をお願いいたします。

す。第2条でございますが、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額の第1款、水道事業費用を741万4,000円増額し、5億4,706万9,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を741万4,000円増額し、8,705万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第58号議案について採決を行います。お諮りいたします。第58号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、第59号議案、令和6年度海田町下水道事業会計補正予算第1号、これを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第59号議案、令和6年度海田町下水道事業会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、人件費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、第59号議案、令和6年度海田町下水道事業会計補正予算第1号についての御説明をいたします。内容につきましては、資料21によるところでございますが、人事異動及び給与改定に伴う人件費でございますので、個別の内容についての説明は省略させていただきます。それでは、第59号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額の第1款、下水道事業費用を923万円増額し、8億9,419万7,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を923万円増額し、4,957万5,000円とするものでございます。以上で

説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 59 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 59 号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 59 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 13、発議第 4 号、核兵器禁止条約第 3 回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。小田議員。

○6 番（小田）6 番、小田です。核兵器禁止条約第 3 回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書。読み上げて提案理由といたします。ウクライナに軍事侵攻したロシアが核兵器の使用をちらつかせるなど、威嚇を行い、人類はかつてないほどの核の脅威にさらされております。こうした中、核廃絶を求める世界の声は高まりを見せており、核兵器の開発や保有、使用などを禁止する核兵器禁止条約の締約国は、発効から 3 年が経過し、73 か国に達しました。日本はこの条約に対し、批准をしておりますが、核廃絶の出口に当たる重要な条約であると高く評価をしております。未批准国もオブザーバーとして参加する権利があり、一昨年 6 月に開かれた核兵器禁止条約の初めての締約国会議には、NATO 加盟国であるノルウェー、ドイツなどがオブザーバーとして参加し、昨年 11 月に開かれた第 2 回の締約国会議には 35 か国がオブザーバー参加するなど、国際的な広がりを見せております。唯一の戦争被爆国であり、核保有国と非保有国との橋渡しを目指す日本が、多くの非保有国で構成される締約国会議にオブザーバー参加することにより、非保有国と意思疎通を図り、そのメッセージを核保有国に伝える重要な役割を果たすことができます。また、締約国の中には、カザフスタンのように、過去に核実験が行われた国もあり、こうした国の被爆者への医療支援などに、日本の

様々な知見や経験を役立てることもできます。よって、国におかれては、核兵器をめぐる情勢が混迷の様相を呈する今こそ、核廃絶の議論を前に進めるため、来年3月に予定されている次の締約国会議にオブザーバー参加されるよう強く要望するものでございます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）ただいま提案をされましたけれども、反対はいたしません、これまで、これまでね、2017年、平成29年6月議会で、岡田議員が同じことを提案をして、その5年後に第1回が始まったんです。第2回は、去年の12月の1日に終わったんです。これに、公明党の議員含めて、5対10か、で、反対をされておるんです。それで、反対討論には、大高下議員が反対をし、私が賛成討論をしておるんです。中身は、なぜそういうかと言うと、反対をしながら、与党でありながら、これが、公明党の谷合正明参議院議員がオブザーバーで参加して、日本から4人参加しておるんです。言うなれば、第1回が2022年6月21日から23日まで、第2回が23年11月27日から12月1日まで、第2回までやっておるんです。海田町議会で決めたのは、23年の12月4日に決めとるんです。この12月4日は、今度、3月に来年開かれる、2回、これ、出すんです。けれども、その前反対をされておるんですね。なぜ、そのときに反対をして、今になって賛成し提案をするのか。政治、基本政治の姿勢、全く、私としては、もう政治家としての資格の問題。ころころ変わるようなそういうやり方、なぜなのか、ちょっとその理由を聞きたいと思って、質疑をいたします。

○議長（桑原）大高下議員。

○7番（大高下）平成29年のときの内容と今回の内容は違うと。趣旨も違うと。そのときに主張したのは、本当に核保有国と非保有国の橋渡しをするという点においては、今回もそういう思いで、オブザーバーとして参加していただいて、橋渡しをしてほしいと。別に政治信条は変わっておりません。特に、あのときの情勢を考えても、やっぱり、本当に現実的にこの核廃絶へ進めていけるのは、核保有国と非保有国を、橋渡しをして話し合う以外、実質的には前進がないという思いでね、そのときは、反対しました。そういうあれで、全く、この核兵器廃絶に対しての思いは、もう、成人より前からね、ずっと一貫して、私自身も、別に政治信条が変わったとかじゃないし、この思いは皆同じだと思うんですが、やる手段がね、違うということで、あのときは反対いたしました。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）2回とも、今の、第1回、第2回の核兵器の禁止条約に反対をして、今になって賛成をする。これまで、我々は本当に苦労しながら核兵器反対の戦いをやってまいりました。世界大会をやり、あるいは、広島市の松井市長の呼びかけによる署名運動を海田市駅前で毎月やってますし、また、平和大行進は1958年から始まり、今年で67回目です。これには、町がもろ手を挙げて大歓迎をし、町長の激励、また、議長の激励、また、いろんな面で支援をいただいて、そして、それが被団協を通じて、その世界大会がずっと成功しとるから、ノーベル賞をいただいておるんです。で、今、去年12月4日に決めとるんですよ。また、第3回、今決めて、2回決めとる。今まで反対しとったのが、今、こういう提案をする。政治姿勢が変わったのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）署名議員である宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。そのときに反対し今回賛成するもので、提出者の一人として答弁させていただきます。確かにおっしゃられるように、前回出された中身と今回の中身、大きな差はございません。しかしながら、我々がどうしてもその中で納得できなかった部分、本来である部分じゃない部分がかかれていた。追加がなされてた。その追加の分がなければ、気持ちよく我々も賛成できたはずです。その部分、細かいことについては今申し上げませんが、その部分がもしなかったら、我々は気持ちよく賛成し、あのときに決議案が通つとるはずなんです。それをしていただけなかった、どうしてもこれは許せない、許せないいうたらおかしいんですが、内容と違う部分が入っていた。本来のあるべきじゃない部分が入ってた分について、御理解願いたいと思います。まだ今、こうやって一生懸命、個人の活動、政党の活動の中で、日本被団協がこうやってノーベル賞をもらわれた。そのために、どこの国じゃったか、皆さんが行かれて、一生懸命、その、活動されようとされている。だからこそ、また、この決議案が必要であると考えまして、私も賛同した上で出させていただきました。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）私は、その出された中の、何が内容が違つかっちゅうことが一番大事だから、それを聞いとるんよ。それをあんたが言うんじゃなし、わしは、大高下さんに聞いとるんよ。出した本人に。あんたが署名議員であろうが何じやろうが知らん。提案者の。ほいじゃが、その中身が、どこがどう違って、そのときに賛成して反対したか、その内容が聞きたいんよ。どうですか。

○議長（桑原）大高下議員。

○7番（大高下）そのときの内容の中に、アメリカの圧力に屈してね、日本政府が折れたというような内容がありました。そういう部分に対しての、反対というのがあります。私自身としては、最初言ったように、現実的に、この核廃絶を進めていく上では、本当に、核兵器を持っている国と持っていない国を取りまとめる以外前進がないという思いで、そのときに、いたしました。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）ほいじゃ、この度は、あなたが言われることやったらね、この度は、アメリカは同意したちゅうことやの。政治の内容までは知らんが、アメリカが同意したからあなたが出したちゅうことじゃの。その前は、アメリカが反対したから、の、いや、あんたそう言うたじゃない、今。分かるように説明してください。

○議長（桑原）大高下議員。

○7番（大高下）前回のときは、提案者のほうが、アメリカに屈したから日本は出さんのんじやいう内容をしたわけです。いや、今回は、アメリカは関係なしに、日本政府にオブザーバー参加して核兵器のある国ない国を、今こそまとめ上げてほしいという思いで、今回提案いたしました。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。発議第4号について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおりこれを決します。

ただいま議決した意見書については、関係機関に送付をいたします。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

また、議会初日に議場におられなかった執行部の方もおられますので、改めて申し上げます。町議会議員35年以上の功績のある者として、前田議員が総務大臣より表彰されましたことについて、改めて御祝いを申し上げます。おめでとう

ございます。

(拍手)

この際、町長から発言の申出がございました。これを許します。

○町長（竹野内）閉会に当たり一言御挨拶を申し上げたいと思います。議員の皆様方におかれましては昨日から２日間ですね、大変お疲れ様でございました。また、本定例会におきまして提出させていただいた全ての議案につきまして、原案どおり御議決をいただきましたこと、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。今後ともですね、引き続き、本町政の発展のためにですね、我々執行部一同頑張ってまいりますので、御指導御鞭撻をいただきながら、より良いまちに向けて、一緒に取り組んでいただけたらというふうに思っております。２日間どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

○議長（桑原）それでは、本定例会は、会議規則第６条の規定により、本日で閉会したいと思いますけども、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決めます。

以上で、令和６年第６回海田町議会定例会を閉会したいと思います。大変御苦労様でした。ありがとうございました。

午後３時０８分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年2月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員